

# 生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和4年6月23日（木）  
午前10時01分～午後2時52分  
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	松田 だいすけ 大くま 真一 岩永 ひさか	副委員長 委員 委員	本間 としえ 岩崎 みなこ 藤原 マサノリ
--------------	-----------------	-----------------------------	------------------	-----------------------------

出席説明員	行政管理課長 くらしと文化部長 平和・人権課長(兼) TAMA女性センター長 都市整備部長 住宅担当課長 道路交通課長 環境部長(兼) 特命事項担当部長 公園緑地課長 下水道事業管理者	大島 亮 弥 須田 雄次郎 河島 理 恵 佐藤 稔 長谷川 啓 檜島 幹 夫 小柳 一 成 長谷川 哲 哉 森田 佳 宏	コミュニティ・生活課長 都市計画課長 ニュータウン再生担当課長 環境政策課長 ごみ対策課長(兼) 資源化センター長 下水道課長	齋藤 友美雄 松本 一 宏 星野 正 春 佐藤 彰 洋 薄井 誠 嗣 横堀 達 之
-------	--	--	---	--

## 案 件

件 名		審 査 結 果
1	4 陳情第 4 号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准の為、政府に意見書提出を求める陳情	採択すべきもの
2	第 5 3 号議案 多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	所管事務調査 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化について	継続調査
4	特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	連光寺複合施設大規模改修後の連光寺コミュニティ会館の運営等について	コミュニティ・生活課
2	鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について	コミュニティ・生活課
3	和田稲荷塚集会所用地等の取得について	コミュニティ・生活課
4	「多摩センターの将来のビジョンを描く」 行動指針（令和 4 年度～令和 6 年度）～多摩センターのこれからのあゆみ方～	都市計画課 道路交通課 公園緑地課 経済観光課
5	区域区分・用途地域等一斉見直し（素案）について	都市計画課
6	聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会設立について	都市計画課
7	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
8	都営住宅建替えの進捗状況について	ニュータウン再生担当
9	多摩都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について	住宅担当
10	市道 2 - 3 号幹線（和田中学通り）の拡幅整備事業について	道路交通課
11	市道 5 - 3 5 号歩線（レンガ坂）舗装工事における試験施工と今後の予定について	道路交通課
12	市道 4 - 1 1 ・ 4 - 2 6 号歩線（諏訪・永山ふれあいの道）工事発注と工事説明会について	道路交通課
13	次期多摩市みどりと環境基本計画の策定方針(概要)について	環境政策課
14	令和 4 年度のまちの環境美化の取り組みとマイクロプラスチック対策について	環境政策課

15	携帯電話等基地局の設置に対する市の要請行動について	環境政策課
16	多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗について	公園緑地課
17	連光寺六丁目農業公園づくり事業に関する報告	公園緑地課 経済観光課
18	公共・公用施設併設駐車場活用の基本的な考え方等について	公園緑地課 行政管理課
19	令和3年度ごみ減量・資源化の状況	ごみ対策課
20	多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について（事前説明）	下水道課
21	行政視察について	—

午前10時01分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4陳情第4号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准の為、政府に意見書提出を求める陳情を議題とする。

なお、4陳情第4号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

事務局 4陳情第4号について、これまでの署名は341名だった。本日までに追加の提出が265名あった。合計して606名である。

松田委員長 本件については陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(森晴枝氏) 森晴枝である。よろしく願います。

初めに、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准の為、政府に意見書提出を求める陳情を本日、多摩市議会生活環境常任委員会で審査されることは、この運動に取り組んできた私たちにとって大変うれしく、意義深いものと考えている。

国連で女性差別撤廃条約が採択されたのは1979年、今から43年前になる。日本も、国内法、男女雇用機会均等法、国籍法改正、家庭科の男女共修などを改正するなど条件整備を行い、1985年に条約を批准した。今や世界の189か国が締約国となり、女性差別撤廃条約は世界の女性の憲

法とも呼ばれている。国内でも各地で男女共同参画の行動計画が策定され、多摩市でも行動計画がつくられ、2014年には市民案をもとにする先駆的な多摩市女と男の平等参画を推進する条例が施行された。女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年、この条約の実効性を強化するための附属文書として選択議定書が国連で採択された。現在114か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書には、個人通報制度と調査制度が盛り込まれ、条約が保障する権利を侵害された個人は国際機関に直接救済を求めることができると定められている。選択的夫婦別姓の実現や男女の賃金格差の解消には選択議定書の批准が絶対に必要である。多摩市内にも別姓問題や賃金格差で悩んでいる方がおられる。女性の権利を国際基準にするため、1日でも早い批准を強く希望している。政府に批准を促すためには、多くの自治体から国へ意見書を上げていただくことが効果的である。

多摩市からもぜひ国へ意見書を上げていただくよう切にお願い申し上げます。近隣市では、既に八王子市、小金井市、三鷹市、東大和市、清瀬市、調布市、府中市、狛江市が意見書を採択している。多摩市議会におかれても、意見書の採択を強くお願い申し上げます。どうぞよろしく願います。

松田委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あれば願います。

須田くらしと文化部長 本件は、いわゆる条約の附属文書である議定書の批准を求めるため市議会として意見書を提出してほしいという趣旨であるので、この場で市としてそれについてどうということよりも、市として今この関係について把握している情報、市としての考え方について少しお伝えできればということで、この場ではさせていただきたいと思っている。

いわゆる議定書については、ご案内のとおり条約あるいは憲章、協定、国家間の多国間でのいろいろな約束事、これの一つの形態であり、一般には議定書については、今ある条約と密接な関係を持ち、その条約を補完する性格の条約に用いられる名称だとされていると理解している。

今陳情者の方からお話があったとおりの経過であるので、これは市とし

でも同様の認識をしている。いわゆる女性差別撤廃条約の関係では、この条約の中では条約実施のために取られた措置、その進捗に対する報告を国連にするといったような定めがあるが、先ほどのお話のとおり、いわゆる個人を救済する仕組みが、この中には含まれていないということである。いわゆる個人通報制度、国連の女子差別撤廃委員会による調査制度を具体的にプラスしてその条約の実効性を強化するものということで、私どもとしても理解をしているところである。この関係についてもう少し市として捉えている内容について河島平和・人権課長からご説明させていただきたいと思う。

河島平和・人権課長 この選択議定書にある個人通報制度というものは、権利を侵害された個人または集団が委員会に通報して救済を申し立てることができるという制度になる。選択議定書を批准している事例としては、DV、性暴力、あとは雇用における女性差別、まさに日本でもそういった差別事象がまだなくなっていない状況にあると捉えている。そういったところで、選択議定書が批准され、個人通報制度が適用されることは、性暴力やDV、雇用の場での女性差別など、公的拘束力はないものにはなるが、司法や立法の場で国際基準が考慮されることになるのではないかと認識している。差別事象というのはなかなか減っておらず、報道などで度々差別事象、DV、性暴力などが報道されている。まだまだ女性に対する無意識の思い込みや差別というのが根底に残っているのではないかと思う。これらをなくして真の男女平等参画社会実現のために国の議論等が進んでいくことを期待するものである。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 今近隣市では八王子市などがこれと同様の意見書を採択しているということがあったが、今全国ではどのぐらいの採択になっているのか、数がわかれば確認したいとお聞きした。

須田くらしと文化部長 市で調査をしたわけではないが、今手元の資料の中では全国では155団体、東京26市では13市で採択しているところである。

大くま委員 その155議会の中でも、ここ3年で115議会が採択していることを

私も調べてみた。国も、男女共同参画の基本計画の中では早期締結に努力するようなことを言っているかと思う。それがたしか第三次計画の2010年から今まで維持されていると考えているが、その点を確認したいと思う。国の男女共同参画基本計画の中で、第三次計画の2010年から早期締結に向けての速やかな批准、早期締結に向けて努力することを真剣に検討を進めるといって位置づけられ、それ以降現在もそれが維持されていると私は認識しているが、それでよろしいだろうかという確認である。

河島平和・人権課長 そのように把握している。現在の共同計画の中では、女子差別撤廃条約の積極的遵守というところで、選択議定書については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進められている。

須田くらしと文化部長 先ほど私は全国で155と申し上げたが、一つの議会で2回3回と出しているところがあるので、申しわけないが、延べの数ということで先ほどのことは捉えていただけたらと思う。大変失礼した。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。

本件は、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を市議会から国へ提出するよう求めるものである。陳情内容への賛否、また、議会としての意見書提出の賛否について、委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。

これより意見交換を行う。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

本間委員 4陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准の為、政府に意見書提出を求める陳情について、公明党を代表して採択の立場で討論させていただく。

女性差別撤廃条約は、加盟国に偏見や慣習などによる女性差別をなくす

ための措置を求めている。日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准し、女子差別撤廃委員会に専門家委員を送り出すなど、同条約の実施のために貢献してきた。

一方で、個人通報制度などを定めた選択議定書を批准していない。選択議定書を批准することは、女子差別撤廃条約の実効性確保に重要な役割を持ち、我が国における女性の人権の保障、女性に対する差別の解消に資するものである。また、日本が男女共同参画社会の実現や人権保障に積極的に取り組んでいることを国際社会に示すためにも不可欠である。

国連女性差別撤廃委員会委員の秋月弘子先生は、「国連の人権メカニズムの発展とジェンダー平等の主流化により、途上国も含めて世界はジェンダー平等に向けて大きく前進している。日本は、このまま何もしなければ国連における地位が低下するだけでなく、ジェンダー平等に取り組む世界の国々からも取り残されてしまうのではと懸念する」と言われている。

女性差別撤廃条約選択議定書が国連で採択されて23年余り、これまで、議定書批准に向けて慎重に検討が重ねられてきたが、もはや反対する理由はない。批准するために諸課題があるなら、速やかに諸課題を整理すればよい。

以上を申し述べ、本陳情に対し採択の意見討論とする。

大くま委員

それでは、4陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准の為、政府に意見書提出を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきとの立場で討論を行う。

既に3年以上にわたって続くコロナ禍では、その影響がとりわけ女性に強く表れている。その背景には、不安定な非正規雇用、賃金の低いケア労働などの分野で女性の比率が高いことが一因となっている。本陳情で挙げられている選択議定書について、国も2010年に策定された第三次男女共同参画基本計画で早期締結に向けて真剣に検討を進めるとし、10年以上が経過をしている。陳情理由の中にもあるが、日本のジェンダーギャップ指数のランキングは156か国中120位と先進国で最低クラスである。選択議定書を批准する国もふえ、各国が懸命に男女格差の解消に取り組む中で、日本は取り残され、近年大きく順位を下げている。日本として



取り組みを加速させることが必要である。性別を理由に不当に基本的人権が侵害されている状況を解決することは当然のことだと思う。多摩市議会としても意見書は上げるべきだと考えている。

以上申し上げ、4陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准の為、政府に意見書の提出を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきとの立場での討論とする。

松田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名である。よって、これより4陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准の為、政府に意見書提出を求める陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本件は採択すべきものと決した。

ただいま採択すべきものと決したため、意見書提出について協議したいと思う。

この際暫時休憩する。

午前10時20分 休憩

---

午前10時25分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ただいま確認した内容をもとに、委員会として本会議に意見書案を提出したいと思う。意見書案の最終確認は委員長一任とさせていただくことでよろしいだろうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

松田委員長 それでは、そのようにさせていただく。

続いて日程第2、第53号議案 多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 ただいま議題とさせていただいている第53号議案 多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び主な改正点の内容をご説明させていただきたいと思う。

まず本市では市道を新設・改修する際、国が定めた道路構造令に準拠している。このため、本市では道路構造令を参酌して多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例を平成25年に制定しているところである。ここで令和2年に道路法が一部改正され、併せて道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことにより、本市の条例についても一部改正していく必要が生じてきた。主な改正点は4点ある。資料に沿った形で内容を檜島道路交通課長からご説明させていただく。

檜島道路交通課長 それでは、多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部改正について、この条例を一部改正すると多摩市内においてどのような道路整備が可能になるのか、または占用許可の基準が緩和されるとどのような道路空間の使い方ができるようになるのかなどについて、その内容と効果について説明をさせていただく。

資料の1ページ目である。中段の2の改正概要であるが、まず(1)の自転車通行帯の新設である。自転車を安全かつ円滑に通行させるために車道の左側に幅1.5メートル程度の自転車走行レーンを設置し、舗装の色を変えたり自転車ナビマークを表示して自動車運転者への注意喚起を促すものである。市内では、道路の両側に歩道があるところで幅員が10メートル以上の道路で、多摩中央公園通り、愛宕北通りといった道路がこの自転車走行レーンの整備を検討していく対象路線となっていくものと想定している。

続いて、資料の(2)、2点目であるが、設計速度が60キロメートル以上の道路を対象として、自転車と自動車の接触事故を軽減させる効果を見込んで自転車だけを走行させる自転車道を規定している。東京都では、現在事業中である南多摩尾根幹線にこの自転車道を整備する方針だと聞いている。一方で、多摩市には対処候補となる市道はないが、設計速度60キロメートル未満の道路であっても、歩行者・自転車から自動車の走行を分離する必要があると多摩市の道路管理者が判断した場合、自転車道を設置するこ

とができることになっている。例を申し上げますと、2020年オリンピック東京大会の際に自転車ロードレースのコースになった上之根大通りといった幅員の広い道路が、幅員構成等から自転車専用のレーン整備について検討していくことは可能かと考えている。

以上申し上げたとおり、1点目と2点目については車道と歩道で構成される道路に適用する規定であり、歩行者と自転車しか通行しない自転車歩行者専用道路は対象外となっている。

2ページ目に移る。改正内容の3番目、(3)のところである。近い将来自動車の自動運転技術が進んで、市販車にも自動運転装置を搭載した車が普及していくものと考えている。その際、電磁誘導線や磁気マーカーといったものが自動運転の補助施設として必要になってくるため、それらの施設を道路附属物として条例に位置づけるものである。これも将来の可能性という話になるが、もし多摩センター地区において40メートルペデストリアンデッキの上で自動運転の電動カートを走らせる社会実験を行いたいといった事業者があらわれた際に、この条例が有効になってくるかと考えてする。

続いて(4)、主な改正の4点目であるが、広い歩道や自転車歩行者専用道路で空間に余裕がある道路の占用基準を大幅に緩和し、ベンチやテーブルの設置、飲食店、フリーマーケットといったものを日常的、定期的あるいは長期的に開催できる仕組みとして、歩行者利便増進道路について新たに規定する。本来道路区域においては、それが広い歩道であっても、ベンチやテーブルを設置することは道路法により原則として禁止されている。

しかしながら、多摩センター地区の自転車歩行者専用道路は幅員も広く歩行者と自転車しか走行しないという特別な状況の中で、昭和61年に多摩市が特別ルールを決めて、市が主催者になったり後援したりする大きなイベントのときに限って占用等の運用を行ってきた。

しかしながら、今回の条例改正によって多摩センター地区の自転車歩行者専用道路に歩行者の利便増進を図る空間を指定することで、今まで限定的なイベントのときにその都度出していた道路占用許可を、一度の占用許可で最長5年間の長きにわたり日常的長期的に自転車歩行者専

用道路の上を有効活用してにぎわいを創出できるようになるものである。なお、この、最長5年というところであるが、公募によって選ばれた場合、そういった事業者であれば最長20年までの延長も可能であると、規定の中ではなっている。

次のページに移り、3ページ目であるが、現在庁内において多摩センター地区活性化推進会議が設置されており、その中で議論をしているところであるが、まずはパルテノン大通り、ハローキティストリートといった道路で活用を検討していきたいと思っている。また、工事中であるレンガ坂については、商業施設側に歩行者の利便増進を図る空間を想定しているが、歩行者の安全を図るための方法や自転車の走行ルールについて、今後市民の皆さんのご意見を伺いながら策定していきたいと考えている。

なお、この多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例を一部改正することによって、付随する多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例施行規則の一部についても、関連する部分について改正を行っていく。

最後に、今後のスケジュールであるが、今回の議会において条例の一部改正についてご承認を得られれば、公布の日からの施行を予定している。

松田委員長        これをもって市側の説明を終わる。

                      これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員            自転車通行帯や自転車道であるが、これは走行ルールのものに何か違いがあるのかご説明いただきたい。

檜島道路交通課長  道路交通法では現在、自転車は車道の左側を走ると規定されているが、この自転車専用レーンを設けることによって、自転車は自転車専用レーンを走行しなければいけない、こういった道路交通法の規定に当てはまってくるかと思う。今申し上げた通行ルールの部分については、主に自転車歩行者専用道路を想定しているが、現在明確な基準等はないので、駅前、駅から離れたところでまた使い方がいろいろ変わってくるかと思う。補正予算でも上げているが、今後そういったところの調査を行い、その結果を用いて検討していきたいと思っているところである。

岩永委員            例えば道路に一時的に車を止めたいと思うときに、そこが自転車専用の

道路だった場合、普通は一時停車をしてはいけないのかもしれないが、人を降ろすようなときに、この自転車専用のところに車が入ってもいいのかどうか、その辺りはどうなっているのかと思ったのであるが。

檜島道路交通課長 専用レーンの中には原則的に駐車できないと考えている。一時的な停車は可能かと思うが、道路交通法の規定をそこまで読み込んでいなくて申しわけないが、専用レーンについてはバス専用レーン等もあるが、そういったところにほかの車両は進入してはいけない規定になっている。

岩永委員 上之根大通りというお話も出たが、バス停等もあったりするからどのようになるのかと思ったところである。

あと、今後こうした通行帯等をいろいろ新設していくのは道路改修のタイミングに合わせていくのかと思うが、今話したようにバス停があったりするわけであり、こうしたものを設置するかどうか検討するための場は何か必要なかどうかを伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 市道については多摩市道路整備計画があり、その中でも今のところ整備の方針はうたっていないところであるが、令和8年度に改正を予定しており、その中で学識経験者や委員を募って意見交換を行っていくので、必要があれば、そういったところで整備の対象にしていこうかと思っている。

岩永委員 先ほど市道で設計速度が60キロメートルのところは該当がないようなお話があったかと思っているが、場合によってはこうしたものを設けながら安全確保していく方向で検討すると理解しておいてよいのか、そこだけもう1回確認したいと思う。

檜島道路交通課長 先ほど説明したとおり、道路管理者が必要であると判断したところは、幅員にもよるが可能である。したがって、今後自転車や電動自転車が普及していくと思うので、先ほど申し上げた道路整備計画の改定の中で時代の情勢に応じた検討をした上で、必要であれば設置していきたいと考えている。

大くま委員 歩行者利便増進道路について、多摩センターの駅前の部分を今説明いただいたが、また違ったところ、特に今ニュータウン再生の中では近隣センターなども注目されているが、そういったところの指定なども検討されているのかどうか。

檜島道路交通課長 自転車歩行者専用道路の中で、車道でも十分に幅員が取れるところで

設置が可能であると判断した際には、「ほこみち」の制度をかけることも可能である。

大くま委員 かけることも可能ということで、その検討などは、先ほど自転車については道路整備計画の中でということだったが、こういった形で進められるのか。

檜島道路交通課長 道路整備計画の中では、先ほど申し上げたのは自転車道の整備の部分であるが、道路整備計画の改定の中でも当然議論になってくる内容かと思っている。この「ほこみち」制度については、今多摩センター活性化推進会議でやっている議論の中で多摩センターエリアで必要なところを検討していて、その中で必要である箇所については当該条例の網かけをしていこうかと思っている。

大くま委員 多摩センターエリア以外の部分は、多摩センターエリアの整備状況などを見て今後様々な計画の中で検討していくということだと受け止める。

あともう一つ、磁気マーカー等については、以前の実証実験などで一部道路に埋まっているところもあるかと思うが、そういったものの管理は現状どのようなになっているのかだけ確認させてもらいたい。

檜島道路交通課長 磁気マーカーについては豊ヶ丘で実証実験をやったところであるが、その磁気マーカーは当初企業者で占有していただいたが、その後道路管理者に引き継ぎを受けているところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第53号議案 多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第3、所管事務調査 多摩市気候非常事態宣言の具体化についてを議題とする。

本件は継続案件である。

生活環境常任委員会では、令和3年6月16日に多摩市気候非常事態宣言の具体化についてを所管事務調査として位置づけた。所管事務調査に位置づけてからの1年間、宣言の具体化に向けてまず知識を深めていく必要があることから、令和3年10月と11月の2回、講師を招いた勉強会を行った。

また、令和3年12月から令和4年4月にかけては、先進的な取り組みを行っているトヨタ西東京カローラ桜ヶ丘店、自然エネルギーの普及に携わっている多摩電力合同会社及び一般社団法人多摩循環型エネルギー協会、環境配慮に関する取り組みを紹介している長谷工マンションミュージアムの3か所に視察に伺い、学びを深めてきた。

1年間このように勉強会や視察を進めてきており、また気候非常事態宣言の具体化に向けた取り組みとして、本委員会で行う内容についてカーボンゼロなど環境に配慮した先進的な取り組みをしている市内企業にヒアリングに伺い、その結果を報告書にまとめること、その上で可能であればヒアリングした結果を踏まえて市への提言を行うことを検討する、以上のことが確認されている。

1年間の活動を振り返り、また残りの1年間でどのように進めていくか、これより委員間の意見交換を行いたいが、ご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長      ご異議なしと認める。

この際暫時休憩する。

午前10時47分 休憩

---

午前11時02分 再開

休憩前に引き続き会議を開く。

ただいまご意見を伺ったところ、今までの取り組みの報告、あと議会としての姿勢、そして今後推進すべきことをいろいろ挙げてもらったが、例えば

補助金の活用、電力不足のこと、食品ロス、そういったことを10月の視察、あと所管のヒアリングに合わせて意見交換を行っていき、12月にまとめることを目標としてやっていくことを確認した。

これをもって意見交換を終了する。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。ではそのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申出をしたいと思う。これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることにする。

続いて日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前11時04分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、連光寺複合施設大規模改修後の連光寺コミュニティ会館の運営等について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 今、1番ということであるが、1番から3番まではコミュニティ・生活課の案件となるので、順次、コミュニティ・生活課長から説明をいたさせるのでお聞きお聞き取り願う。

齋藤コミュニティ・生活課長 では、今議題となっている連光寺複合施設大規模改修工事



後の連光寺コミュニティ会館の運営等についてのご説明をさせていただきたいと思う。

まずは協議会資料1をご覧願う。こちらの中のこれまでの経緯というところで記載させていただいているが、実際にコロナの影響があり、1年以上懇談会ができなかったところである。この中で改修工事が始まり、本年5月に改修工事が完了するところになっていた。その中で、懇談会の皆様、今現在では40名おられるが、その方々に対して連光寺複合施設の状況をお伝えすると併せて懇談会を開催させていただきたいと思い、5月14日に開催をさせていただいた。その資料が、協議会1の3ページからの別紙、完成のイメージ図がついたものと、4ページ目に、当日の懇談会でお話をさせていただいた案件を載せている。これを順次ご説明させていただきたいと思っている。

資料の1ページ目にお戻りいただきたいが、5月14日の懇談会の中では、大きく2点お話をさせていただいた。一つはコミュニティ会館の運営の状況等々の報告である。2番に記載している報告事項というところをお話しさせていただいている。2点目としては、開館後であるが、実際に親しんでいただこうということで、私どもから提案をさせていただいたところである。

まず報告事項については、先日、3月議会でご承認いただいたコミュニティセンター・コミュニティ会館の条例に関して、時間等々をお決めいただいたので、これに基づいて開館時間、料金等をご説明させていただいたところである。また、連光寺については初めて有料の施設となるので、日は改めるが、その説明をさせていただくことをご報告させていただいたものである。

3点目の整備懇談会との懇談という中では、今度できるコミュニティ会館を親しんでいただこうというところがあるので、こちらの中でまず1点目、愛称の募集をさせていただいてもよろしいかどうかを皆さんにお諮りさせていただいた。2点目としては、内覧会を実施して、実際に中を見ていただきたいと思っている。3点目としては、2ページ目に移るが、オープニングセレモニーを9月4日、10時から開催するところである。また、4点目、これは具体的などころではないが、整備懇談会ということで、皆様に関

わっていただいているところがあるので、今後継続して連光寺コミュニティ会館の運営や事業等に関わっていただくことをお願いして、5月14日の懇談会は終了とさせていただいたところである。

5月14日については以上であるが、実はその後愛称募集を実際に行わせていただいた。今現在では14点の愛称が出ているところがあり、この懇談会の皆様にお諮りさせていただくところであり、実は今週の土曜日、また懇談会を開催する。なお、5月14日もそうであるが、40人の皆さんが来ると少し密になるところもあるので、そこは事前に資料を配付してご意見をいただけるよう配備している。当日来られなくてもマルをつけていただくような形で意思を表示していただけるような配慮をさせていただき、お越しになれる方は今週の土曜日の懇談会に来ていただいて、いろいろご発言いただきたいと思っているところである。連光寺コミュニティ会館の今後の運営については以上である。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

愛称募集のことでお伺いしたいが、たしか連光寺コミュニティ会館は児童館がコスモ連光寺児童館となっているかと思う。それで、ほかのコミュニティセンターは、例えば落合児童館だとTOMHOUSE落合児童館とコミュニティセンターの場所と児童館が同じ場所にあることが認識できるようになっているかと思っている。今回この連光寺コミュニティ会館では新しく愛称を募集されるわけであるが、そのことに伴って、今まで使ってきたそのコスモという愛称がどうなっていくのかというあたりの整理について伺っておきたいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長

連光寺の児童館はコスモ連光寺児童館という愛称で長年親しんでいただいているかと思っている。こちらについては継続して残していきたいと思っている。そうすると、コミュニティ会館の名称と児童館の名称が同居するような形ではあるが、ここでできたからといってコスモという名前を取ってしまうのは、子どもたちがおそらくもう慣れ親しんでいるだろうから、両方残していきたいと思っている。

岩永委員

どこまでお子さんがこのコスモという愛称になれ親しんでいるのかについては、私の中では疑問であるが、新しくオープンするということで、本来

だったら一緒のほうが施設のわかりやすいし、同じところにあるということもあるし、その辺りのことをきちんと整理をされてきたのかが知りたい。ばらばらでも今まで親しんできたものがあるからそれでよいということも前提で話を進めてきたのか、それともリニューアルオープンをせつかくするし、連光寺児童館も場所を移転してまた戻ってくるということがあるから、その辺りについてはきちんと整理したほうがよいと私は思ったが、そこはもうばらばらでいくということが決まっているということなのか。

齋藤コミュニティ・生活課長 結論からすると、分けて両方残していくことにしたいと思っている。コスモという名前についても、単についているから残していこうということではなく、子どもたちに、あれは20周年のときだったかと思うが、連光寺だけにとどまらず、ほかの児童館についても愛称を募集して親んでもらおうということをやってきたところである。その中では、その部分に関して残していきたいと。同じ連光寺コミュニティ会館の中で、確かにコミュニティ会館になると年齢層に特に制限をかけることなく対象とするわけであるが、1階の部分に連光寺児童館があるので、そこの中では今までの児童館があるということでコスモは残していきたいところである。

では、コスモを残すのかという形になったときに、連光寺コミュニティ会館という名前が条例上では残っているが、それだけだと少し物足りないというか、親しんでいただくには何かきっかけが必要だろうというところがあり、その中では連光寺コミュニティ会館にも愛称を設けて親しんでいただける、より身近な施設として感じていただけるということで、分けて名前をつけさせていただきたいと考えているところである。

須田くらしと文化部長 今ご指摘いただいている点は、当然名前というのは、たかが名前されど名前ということで、名は体をあらわすということもある。地域の中で新しい施設ができるということなので、そこについて何か愛称をつけようという話は地元からもある。

一方で、児童館のこれまでのコスモという愛称もあり、今回の建物全体の名称を選ぶことについては、コミュニティ会館ということだけではなく児童館に関わっている方々にも参画をしていただいて決めていこうという形になっているので、結果としてどういう形になるかということはあると思

うが、そこはやはり地域の中で整理をして、それをできるだけ尊重していきたいと私どもとしては思っているということでご理解いただけたらと思う。

岩永委員 　私は複合施設であることが非常に大切だと思う。ただ単に単独であるわけではなく、複合していろいろなものがそこにある、その地域の拠点だということが非常に大事かと思っているのので、地域で親しまれる愛称を新しく募集するというのもあるとは思いますが、ばらばらにならないような形で表記も含めて工夫してほしいと思う。

松田委員長 　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

　続いて2番、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について、市側の説明を求める。

齋藤コミュニティ・生活課長 　では、引き続き鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修についての途中経過をご報告させていただきたいと思う。資料は協議会の2をご覧願う。

　こちらについては、これまでの経過で、大きい説明会について2点記載させていただいた。令和元年8月18日に市民説明会、令和2年11月14日に市民懇談会を開催したところである。ご案内のとおりコミュニティセンターであるので、運営協議会の皆様が地域の方と接しながら運営していただいているところである。私どもも、改修工事についてはトムハウスの施設連絡会等機会を設けて、また、引っ越し等や改修工事等の内容によっては現地に伺っているいろいろ相談、打合せを重ねてリニューアルオープンの準備を進めてきたところである。

　今後の予定であるが、こちらのトムハウスについては、まだ工事を完了していないところである。竣工は7月15日を予定している。下に書いてあるとおり、引っ越しは8月上旬、児童館は先行して開館することになるが、トムハウスについては、連光寺コミュニティ会館よりも1日早い、9月の3日にオープニングセレモニーを、4日から利用開始の予定となっている。

松田委員長 　市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 　順調に進んでいるということで理解した。ただ、フォローというか工事

をするときに見えなくしている周りの柵のようなのがもう取れている感じで、電気も外も見えるという感じに今なっている。運営協議会の人やある程度の方にはこのようなスケジュールを常々お伝えしているのだと思うが、そこを通る方たちにもいよいよなのだという雰囲気はあるが、どのようになっているのか、子どもたちも引っ越し等については児童館等で聞いていると思うが、掲示のようなものがあつたらありがたいと思うが、その辺のところをお聞きする。

齋藤コミュニティ・生活課長 ご指摘ありがとうございます。運営協議会等々とは実際どのような形で進んでいくのかというお話をさせていただいたが、今お話しいただいたように地域の方には「こんにちはTOMです」等で説明しているところであるが、そこはどのようなことができるのか考えていきたいと思っている。

岩崎委員 よろしく願います。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて3番、和田稲荷塚集会所用地等の取得について、市側の説明を求めらる。

齋藤コミュニティ・生活課長 では、引き続いて協議会3の資料、和田稲荷塚集会所用地等の取得についてご説明をさせていただきたいと思う。この件については、さきの3月議会でも報告をさせていただいた。本日は、その後進展があつたところについてお話をさせていただきたいと思っている。該当地としては、資料の2に記載しているとおおり、集会所用地が2筆、古墳用地が1筆、合計3筆の寄附を受けるというものである。

お話ししたいところは、資料の4のところである。進捗状況というところで、こちらの中で、課題としては、集会所用地の課題、古墳用地の課題の2点があつたところである。集会所用地のところについては、また2点あり、1点目がAということで、集会所用地の入り口が民地にかかっていたところである。

こちらは2ページ目、3ページ目をご覧いただきたいと思うが、まず1点目のところは、見づらくて申しわけないが、左側の構図のところと言うと、

黒い太枠で囲まれているところに民地があったということである。こちらについては一部を寄附いただくことで整理がついて、この集会所への出入りができるようになったところである。

もう一つ、集会所用地についての課題というのが、今ご覧いただいている資料1の中央部分に青い網かけをしているところがあるかと思うが、公図上はかなり幅が広がっているところである。

右の資料2の(上空から)という大きい写真を見ていただきたいと思う。向きが右に回転しているので見づらくて申しわけないが、よくよく見るとブロッカー一枚ほどの幅となっている。こちらについては、公図上は幅がある、土地があるということで認識をされているところであるので、ここについては分筆をして、これを除いた形で寄附を受けるところである。

以上2点を整理したことによって集会所用地の取得に向けては課題がなくなってきたところである。

1ページ目にお戻りいただきたいが、4番の(2)であるが、2点目の古墳の土地である。こちらについては、記載されているとおり多摩市文化財保護審議会から古墳に影響を与えないような撤去の方法であれば、神殿等の撤去は可能であるというご報告をいただいたところである。

以上の2点によって、今後この3筆の寄附を受けていくところである。なお、早ければ9月議会前に場合によっては寄附をいただくというところがあったので、本日ご報告をさせていただいた次第である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、4番、「多摩センターの将来のビジョンを描く」行動指針(令和4年度～令和6年度)～多摩センターのこれからのあゆみ方について市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 協議会案件の4番から12番までの9本について都市整備部の所管になる。協議会案件4番の「多摩センターの将来のビジョンを描く」行動指針、ここから順次各課長からご説明をさせていただきたいと思うので、どうぞよろしくお願いします。

松本都市計画課長 案件4、「多摩センターの将来ビジョンを描く」行動指針（令和4年度～令和6年度）～多摩センターのこれからのあゆみ方～である。こちらについては、先日6月21日の総務常任委員会でご説明させていただいた案件であるので、資料については総務常任委員会のフォルダを開いていただき、協議会資料の21番をご覧くださいと思う。こちらについては、3月の総務常任委員会でご報告されていたが、今後の具体的な動きなど都市整備部、環境部も大きく関わるため、同様のご説明をさせていただくものである。

まず資料1ページ目の経緯をご覧くださいと思う。令和3年度末、「多摩センターのさらなる活性化に向けた取組み方針」（多摩センター地区活性化推進本部、平成29年3月）の方針である、具体的施策の基盤となる「（第1期）多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画」の期間満了を迎え、多摩中央公園内の施設のハード改修・整備の方向性がおおむね決定したところである。コロナの影響により人々の生活様式が変化し、まちに求める価値が変化している中、状況を踏まえて、多摩センターの地区活性化推進会議では、方針に基づく平成29年度から令和3年度までの5年間の取り組みについての振り返りと今後の方向性の検討を行い、検討結果として行動指針を令和4年4月12日に経営会議にて決定している。

行動指針の概要をご覧ください。こちらについては、資料もついているが、3月の常任委員会の資料と同じような内容であるので、こちらの説明で代えさせていただけたらと思う。多摩センターという多摩ニュータウンの中心のまちとして40年以上が経過した成熟した都市においては、分野ごとのイエス・ノーを積み上げただけでは解決し切れない問題が積み残っていると、まちの価値を維持・向上していくことが困難になっていることから、ここで行動指針では、多摩センターのまちの声を収集しながら将来のビジョンを描き、将来あるべき姿から今日のステップを考えるアプローチであるバックキャストिंगをすることによって、まちの価値創出につながる行政政策をトライ・アンド・エラーにより検討していくということで、令和4年度から令和6年度の市の動きの考え方をまとめているところである。

行動指針では、令和5年1月を最初のマイルストーンとして、令和6年度

末の多摩中央公園フルオープン時には、方針に代わる多摩センターの将来のビジョン及び行政戦略を具体化していくことを目指している。

資料2 ページ目をご覧願う。将来のビジョンと今後の視点であるが、何を直してつくっていくのかというまちづくりという視点ではなく、今後は多摩センターでどのように過ごしていきたいか、まちづかいから考えていくという視点に変えていこうというところ、今までは一極集中のイベント時のハレの日、非日常のイベントから、日々の活動のにぎわい、ケのにぎわいを意識した形でまちの声の収集を行っていく必要がある。令和4年度の動きであるが、こちらについては、令和5年1月に京王プラザホテル多摩の閉館時期をマイルストーンとして、ビジョンを描いていくことを目標としていく。本件の検討を進めている庁内組織である多摩センター地区活性化推進会議では、新たにワーキングチームと担当者部会を設置して検討していくような状況である。

今後の予定については、令和4年6月からまちの声の収集、意見交換会、ヒアリング、ワークショップ、多摩センターのイベントにおける街頭アンケートなどを進めていく。令和5年1月には「多摩センターの将来ビジョン（仮）」を描き、1月以降にはビジョン化に基づく仮説の検証を進めていきたいと考えている。

こちら協議会資料2 1の別添資料、別添1を見ていただきたい。こちらがビジョンの行動指針、1 ページ目が行動指針の概要を示したものである。こちらの真ん中の四角の枠の中に、今後検討していかなければいけない事項として、ハード整備、道路占用制度の利用ルール、連携企画、こういったものを検討していきたいと考えている。

2 ページである。こちらについては、今後令和4年度から令和6年度どのような取り組みをしていくか、それぞれ、ワーキングチーム、担当者会議でどのような取り組みをしていくかを示させていただいている。

3 ページには、今年度、令和4年度の動きを示させていただいているというところでご確認いただけたらと思う。

4 ページについては、令和4年度の取り組み内容の予定と6月補正で予算を組ませていただいた内容の取り組みを、このような取り組みをしてい



きたいということでお示したところである。このような取り組みを進めていきたいということで説明させていただいた。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて5番、区域区分・用途地域等一斉見直し(素案)について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 こちらの資料については、生活環境常任委員会のフォルダに戻っていただいて、フォルダの協議会の資料の5番である。

区域区分・用途地域等一斉見直し(素案)についてご説明をさせていただきます。

見直しの趣旨をご覧いただけたらと思う。東京都が平成16年に区域区分・用途地域等の一斉見直しを実施してから約18年が経過し、境界根拠としている地形地物等に変更が生じている。そのため、東京都は都内全域で区域区分の一斉見直しを行うこととしている。用途地域等については、平成24年の地方分権一括法により、決定権限が市となっているが、都市計画の整合を図る観点から、東京都の区域区分の見直しに合わせて、多摩市でも令和2年度から区域区分・用途地域等の見直しの検討を進め、このたび素案をまとめたところである。

経過をご覧願う。冒頭の経緯は今の説明と重複するところがあるので割愛するが、令和2年1月24日付で東京都から依頼がされたため、それをもとに令和2年度～3年度、区域区分・用途地域等の見直しについて検討を進めてきた。令和4年5月25日には、都市計画審議会でも協議させていただいている。6月20日号のたま広報の特集ページでも、素案の作成について説明会、縦覧・意見書の受け付けについて市民へご案内している。

それでは、2ページ以降で内容の説明をさせていただきたいと思うが、この資料は市民説明会を今後行うところで使用させていただくものなのであるが、前半は用語の説明となるので割愛させていただいて、資料の後半のご説明をさせていただけたらと思う。資料は全体で24ページあるが、12ページ、右下に11と書いてあるところからご説明をしていきたい。では、ご

説明をさせていただきます。

今回の変更箇所についてである。今回の用途地域等の見直しの考え方については、1つ目が、用途地域の境界としていた地形地物に変更した場合、2つ目が、地形地物がなくなった場合、3つ目が、地形地物に変更はないが現指定の用途地域の境界の位置や根拠が不明確となっている場合になる。

今回の用途地域等の見直しの考え方としては、東京都から示された資料で、用途地域等の実質的な変更でない計画図の軽微な修正については、都市計画変更として扱わないことができるものとされている。都市計画変更としない修正は、作図過程でのずれや誤差の影響による境界の修正、境界の位置を変えず、境界の説明表示のみを変更する修正。地形地物、境界の位置の変更が極めて微少であり、2,500分の1地形図上に反映することが困難である修正などとされているので、多摩市ではこれらに該当する場合は修正として扱うこととしている。この扱いに伴って、今回区域区分については、修正はあるものの変更となる箇所はなかったため、用途地域等の変更のみとなる。

次に、各変更箇所の詳細な変更理由について順番にご説明させていただきます。右下12ページをご覧ください。こちら広域の変更位置図となっており、8か所変更がある。

次の右下13ページに参る。13ページから22ページまでがそれぞれの変更内容を説明したものとなるが、変更前・変更後の図と、その下には用途地域等を変更前・変更後で比較できるようにお示ししている。下の表で見出しが赤字となっているところが見直しに伴い変更となるのでご確認願う。

13ページの変更箇所1、関戸一丁目である。変更理由は1-①から15ページの1の③まで全て同じで、歩道整備による道路拡幅で道路境界線を変更したことに伴う変更である。変更後の図面は、下図が駐車場となっているが、現在マンションが建っており、歩道が拡幅されたというところで、その分道路境界線の位置が後退しているものである。

次に、16ページ、変更箇所2の関戸二丁目をご覧ください。こちらは平成16年の線形が鉄道中心から20メートルを指しているように見えるが、京王電鉄によると、鉄道中心は安全上の問題から公表できないということ

で、20メートルの起点となる位置が特定できないため、鉄道敷地境界より20メートルの位置に線を引き直している。

次に、17ページ、変更箇所3の和田である。こちらは、平成16年時点で根拠としていた赤道が宅地造成で付け替えられたため線形の変更を行っている。赤道が宅地と同じ位置までとなっているので、その奥については延長線となる。南側の線形は、民地の変更箇所の面積が変わらないため、よりわかりやすい根拠となるよう道路境界線としている。

18ページ、変更箇所4の貝取である。乞田五差路のバス停前になる。こちらは都道境界より20メートルの路線敷指定となっているが、都道から桜ヶ丘へ入っていく細い道で、都道と市道の境界が重複していたので、平成28年9月30日に道路境界について整理している。変更は線を正しく引き直した形となっている。

19ページ、変更箇所5の連光寺二丁目である。こちらは平成16年時点では市道中心赤道となっているが、赤道が現存していないので平成16年と線形が近い形で整理をし、根拠を開発道路境界と開発道路境界から南東の道路中心線との見通し線とした。なお、変更箇所は市が所有する都市計画緑地である春日緑地内となっているため、民地に影響はない。

続いて、20ページ、変更箇所6、連光寺一丁目である。こちらは根拠をゴルフ場境としているが、平成16年のゴルフ場境の線が異なっていたので、正しい位置に線を引き直した形となっている。

次、21ページ、変更箇所7、豊ヶ丘二丁目である。こちらは平成16年では見通し線となっていたが、宅地造成で道路が新設されたため、道路中心線に変更した。東側については、道路中心線を結ぶ延長線としている。

最後に22ページ、変更箇所8、鶴牧三丁目である。こちらは平成16年時点では計画道路中心線としているが、この計画道路はURが新住宅市街地開発事業で計画したもので、結果として道路計画は新住宅市街地開発事業の途中で廃止となっている。南側は道路が存在しているため、その道路の中心線としている。西側の計画道路は代わりとなる地形地物が存在しないため、根拠はそのままとし、線の位置は座標で確認することとしている。また、変更となる箇所にブリリア多摩センターの土地があるが、建築計画概要

書で、用途変更を行っても既存不適格としないことを確認済みである。

変更箇所についての説明は以上である。

では、本資料の1ページに戻っていただけるか。今後の予定である。6月下旬には、計画案に利害が発生する対象地に住んでいる方、土地や家屋の所有者に対して個別に通知を予定している。令和4年7月・8月に用途地域等の変更説明会を市内各地域で合計8回実施する。素案の縦覧・意見書の受け付け、見解書の公表も行い、令和5年3月に区域区分・用途地域等の変更（原案）を作成し、東京都に区域区分及び日影規制の変更に関する原案を提出し、令和5年度に都市計画手続、令和6年度中の都市計画決定・告示を予定している。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会設立について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 協議会資料6番である。聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会の設立についてご説明させていただく。

資料の1、協議会の目的をご覧願う。本協議会は、街づくりを検討する地域内の居住者、土地、家屋の所有者、事業者などの地域住民で構成され、聖蹟桜ヶ丘駅西側地域において、多摩市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出と利便性の向上を図るとともに、調和の取れた良好な居住環境の実現を目指して、街の将来像や、課題解決の方法、街のルール等を取りまとめた地域街づくり計画の案を策定し、多摩市による認定を受けることを目的としている。

経過をご覧願う。箇条書でお示しした上から5つ目については、令和元年12月13日の生活環境常任委員会の協議会で、聖蹟桜ヶ丘西側の低未利用地とその周辺の街づくりの動向についてということでご説明している。本協議会の設立に向けた準備として、地域の土地所有者の京王電鉄株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社と地元住民が意見交換をして街づくり準備会を設立した経緯でご報告させていただいたので、6つ目以降から

ご説明をさせていただきます。

街づくり準備会設立後、令和3年8月までの間、7回の準備会で地域街づくり協議会の会則案や協議会設立に向けた同意取得のための取り組みなどの協議がされ、令和3年9月11日には一ノ宮自治会定例会において地域街づくり協議会の設立についての説明がされている。

令和3年9月17日には、地域住民に地域街づくり協議会の設立の同意書が配付され、11月末までに102名の方が同意されている。同意率については22.1%となっている。なお、多摩市街づくり条例施行規則第8条では、地域協議会の認定要件が定められており、地域協議会の設立で地域住民の同意に必要な相当数は区域に偏りなく区域全体のおおむね10分の1とされているので、要件を満たしている。

令和3年11月18日には、第8回の街づくり準備会で、街づくり協議会の承認申請などについて協議がなされ、令和3年12月23日、聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会の認定申請書が市に提出されている。

令和4年1月の「街づくりニュース」第4号で、協議会の設立条件である地域住民の10%以上の方の同意を得て地域街づくり協議会の認定申請が行われたことが西側地域内の全戸にポスティングされ、周知されている。3ページ以降が、こちらの「街づくりニュース」になるので、ご覧いただけたらと思う。

令和4年2月10日には、多摩市街づくり審査会へ地域街づくり協議会認定について意見聴取をし、その結果をもって令和4年3月17日に聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会を市が認定し、3月18日には認定通知を発出している。

令和4年4月17日には、聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会設立総会が開催され、地域街づくり協議会の会則案と会議の運営と地域街づくり計画の案を検討する街づくり検討委員の選任が承認されている。

続いて3、今後の予定である。少し記載漏れがあったので訂正させていただきたいと思う。「令和4年5月～7月」と記載しているが、こちら「令和4年5月～令和5年7月」となる。おわびして訂正させていただく。この期間で地域街づくり協議会において、地域街づくり計画素案の検討がなされ、

令和5年10月～令和6年3月には計画素案について地域住民からの同意取得をし、令和6年3月には地域街づくり計画案を市に認定申請がされる予定になっている。

今後の動向などについては、状況を見て随時ご報告させていただきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、7番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと8番、都営住宅建て替えの進捗状況について、市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会案件7番の多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと、8番、都営住宅建替の進捗状況について、一括してご説明を申し上げます。

まず7番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてである。多摩市ニュータウン再生推進会議で2年間検討いただいた愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画の検討と尾根幹線沿道土地利用方針について、令和3年度末に取りまとめをいただき、上野委員長より市長へ提出をいただいた。これを受けて令和4年度は行政計画行政方針とするべく、資料2に示したようなスケジュール感を想定している。7月には地元説明の市民説明会を行っていく予定である。市民説明会については、7月16日の土曜日に関戸公民館、22日、金曜日、永山公民館、7月27日、水曜日、パルテノン多摩でそれぞれ14時半から16時半で開催する予定である。こちらについては、7月5日号のたま広報で周知を図っていく予定である。当日の説明資料については、この後簡単にご説明をさせていただく。スケジュール感的には、この後9月にはパブリックコメントを行い、11月に改定を行う。本年度末までにはそれぞれ行政方針・行政計画として確定をさせていく予定である。

本年度の多摩市ニュータウン再生推進会議は3回を予定している。引き続き愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画、尾根幹線沿道の土地利用方針を検討テーマとしている。

多摩ニュータウン再生プロジェクトシンポジウムは例年どおり2月の開

催を予定している。内容等について確定をしたら改めて議会にご報告をさせていただきます。

その他として、この3月にUR都市機構と土地交換を行った旧東永山小学校において、この夏より校舎等の解体工事に入るとの情報があった。工期は来年3月までとのことである。

それでは、市民説明会当日の資料の説明をさせていただく。昨年度に取りまとめを行った素案について庁内での議論、意見なども聴取し、概要版を作成して説明会を実施していく予定である。

では、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画についてである。サイドブックス協議会の7番の2つ目の資料、横判の資料であるが、こちらの資料になる。こちらの3ページから6ページまでが、これまでの流れ、対象範囲となる。7ページ以降であるが、計画概要となり、8ページ、9ページに地区の魅力・課題の整理、社会情勢の変化を掲げている。11ページから15ページまでは再生の目標として、多摩ニュータウンの多彩な魅力を引き出し発信するクリエイションエリアとして掲げ、当該エリアのゾーニング、拠点、ネットワークの考え方を示している。16ページからが具体的なリーディングプロジェクトとして、近隣センターの活性化、住宅ストックの活用、公園・遊歩道の活用、移動の円滑化、公的賃貸住宅の再生、分譲住宅の再生、尾根幹線沿道開発の7つのリーディングプロジェクトを掲げ、これらの実践を通じて中長期の方向性の検討及び推進体制の構築を目指すこととしている。20ページでは想定スケジュールをお示ししている。21ページではプロジェクトの展開イメージ、22ページでは行政支援、23ページでは今後の予定をお示ししているところである。

続いて、尾根幹線沿道土地利用の検討についてである。こちらは協議会7の3つ目の資料、青い文字のタイトルのものである。7ページまでが背景と目的の整理として4車線化及び公的賃貸住宅の再生等に伴う用地の創出を契機に、2040年代の多摩ニュータウン再生に向けた尾根幹線沿道のあり方を示すこととしている。8ページから9ページに尾根幹線を取り巻く状況を整理し、10ページより土地利用の理念を掲げている。広域アクセスポテンシャルの取り込みによる次世代を見据えた産業・業務の誘致や育

成を図り、多摩ニュータウンにおける新たな付加価値を創造する場としていくことを理念に掲げ、産業・業務の機能、暮らしを支える機能、職住近接、にぎわい・魅力発信、次世代交通モード等、様々な機能の導入を多様な主体が連携融合して実現する環境、これをイノベーション環境として創出することを旨とする。再活性化と持続化による多摩ニュータウンの再生を推進することを掲げている。

土地利用方針では、広域アクセスポテンシャル・防災性・高度人材、暮らしを支える機能、職住近接の実現、体験型のにぎわい・魅力発信、次世代交通モードへの対応、イノベーション環境の6つの方針を掲げ、14ページにお示しするように4つのエリアに設定し、15ページでは各エリアを「活かす視点」と「配慮する視点」を整理した。16ページから新たな土地利用を誘導する戦略であるが、こちらを記載し、最も早く用地の創出が見込まれる諏訪・永山沿道エリアをモデル地区として2040年代の将来像イメージを仮設定し、旧南永山小学校にて、先行的・試行的に検討を進めることを想定している。18ページでは土地利用検討のプラットフォームのイメージで、多摩市が事務局を担い、東京都、UR都市機構、JKKなどの土地所有者と連携し、ニュータウン再生推進会議がアドバイスやコーディネートを行うことで民間事業者等との対話の場を設け、新たな土地利用の検討、諏訪・永山沿道エリアの将来像を描いていくことを想定している。19ページは土地利用転換のプロセスで、プラットフォームでの議論とニュータウン全体の都市計画のあり方を整理し、都市計画マスタープランの改定検討に反映、それを受けて都市計画マスタープランの改定、諏訪・永山沿道エリアの都市計画変更を行い、必要に応じて見直しを行っていくことを想定している。以上が説明用の資料のご説明となる。

続いて、8番の都営住宅の建て替えの進捗状況についてである。

まず諏訪団地であるが、諏訪4-1街区については、第二工事の実施設計を行っており、建築工事に着手をされている。

次に、東寺方・和田・愛宕団地についてである。旧西愛宕小学校跡地については現在建築工事中で、資料は「令和4年」になっているが、こちら訂正をさせていただいて、完了は「令和5年」4月の見込みになる。「令和5年」



に修正をお願いします。

和田・東寺方団地については、令和3年10月に基本設計の委託業務が終了し、今後実施設計に入る予定である。

雑駁であるが、協議会案件7番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について及び8番、都営住宅建替え進捗状況についてのご説明となる。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、多摩都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について、市側の説明を求める。

長谷川住宅担当課長 都市計画審議会の委員の皆様には既にご案内の内容であるが、どうぞよろしくをお願いします。それでは、多摩都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更についてご説明をする。協議会資料の9をご覧くださいと思う。

1ページ目をご覧ください。住宅市街地の開発の整備の方針とは何かという点について簡単にご説明をする。こちらは東京都が策定する計画であり、都市再開発の方針、防災街区整備方針とともに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランに即してつくられる3つの方針のうちの一つである。平成29年度に東京都で都市づくりのグランドデザインが策定され、その後、そのグランドデザインの位置づけに基づき、各種の都市計画が改定されている。令和2年度には、先ほどの都市計画区域マスタープラン及び都市再開発の方針が改定、都市計画決定されている。

本日の案件の住宅市街地の開発整備の方針については、令和4年度中の改定を目指し、東京都において都市計画の手続が進められているところである。

本方針の目的である。良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとなるもので、住宅市街地に関わる土地利用、市街地開発事業及び都市施設の都市計画を一体的に行うことにより、個々の関連事業の効果的な実施や民間の建築活動等を適切に誘導することが目

的である。

本方針の概要である。住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅地の整備等の方針等を定めるとともに、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、または開発すべき市街化区域における相当規模の地区等を「重点地区」として指定するものになっている。多摩市は、この重点地区が多摩ニュータウン全域となっている。現方針は、平成27年3月に東京都市計画、23区のもの、多摩部19都市計画、26市2町が一体となったものの20の都市計画を東京都が決定している。おおむね5年ごとの見直しとされており、今回の変更ということである。

最後の欄である。本方針と住宅マスタープランは整合を図るものとされている。東京都では令和4年3月に住宅マスタープランを改定しているので、本方針との整合を図った記載となっている。

2ページ目をご覧くださいいただければと思う。全体のスケジュールである。現在令和4年度のスケジュールになっていて、令和3年度の素案の策定期間を踏まえて、令和4年4月8日付で東京都から都市計画法第18条に基づく意見照会があったので、先月の5月25日、多摩市都市計画審議会において議案としてご審議いただいたところである。いただいたご意見を踏まえて、8月までに回答を東京都に提出していくという流れになっている。

また、6月9日から23日まで、本日が最終日であるが、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行っている。多摩市の都市計画課の窓口でも縦覧はできるが、本日この時点まで縦覧者の方はおられなかった。今後東京都では、各市町の意見回答を踏まえ、東京都の都市計画審議会でも都市計画決定をしていくという流れである。

後半添付しているのは新旧対照表である。簡単に説明をさせていただく。4ページ、18-1と書いてあるところである。計画書は大きく分けて4項目で構成されている。1、策定の目的等、2、住宅市街地の開発整備の目標、3、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針、4、重点地区の整備又は開発の方針となっている。項目1から3については、東京都策定の都市づくりのグランドデザインや都市計画区域マスタープラン、住宅マスタープラン等に即した記載となっている。項目4の重点地区については、多摩市と稲城市

に即した記載となっており、多摩市の重点地区は多摩ニュータウンエリア  
全域となっている。

最後、少し飛んで12ページ、18-9、別表をご覧ください。こちらが東京  
都の住宅マスタープランにおいて重点供給地域と指定されている部分と整  
合を図ることとされており、多摩市の重点地区はニュータウンの全域が指  
定されているというものである。

このページ以降については、稲城市の重点地区の記載になっている。

大変雑駁ではあるが、計画書の説明及び報告は以上である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、10番、市道2-3号幹線(和田中学通り)の拡幅整備事業に  
ついて、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 それでは、協議会10番、市道2-3号幹線、通称和田中学通りの拡幅  
整備事業についてご説明申し上げます。市道2-3号幹線については、野猿街  
道を起点として愛宕北通りを終点とする延長が約950メートル、幅員が  
現状で7.5メートルの道路である。このうち道路交通課では、野猿街道か  
ら和田中学校を含めて、和田原通りの交差点までの約360メートルの区  
間において、歩道を広げることを主な目的とした拡幅整備事業に取り組ん  
でいるところである。完成形としては、サイドブックスの資料の左側の計画  
断面図というところであるが、両側に幅が2.5メートルの歩道、車道は幅  
3メートルが2車線で、全体の幅員として11メートルの道路になる。

今年度は、和田中学校の敷地に接する約210メートルの区間において、  
歩道の拡幅により移設が必要となる防球ネット、それから砂場、鉄棒、夜間  
照明器具、こういった学校の施設の移設設計を行っているところである。ま

た、歩道拡幅の影響範囲については、桜の木が21本こちらも対象となっていて、そのほか高木が5本植林がされており、これらの移植が可能かどうか、現在樹木医の診断を行っているところである。この診断結果にもよるが、仮に移植しても枯れ死してしまう可能性が高いとの診断結果になった際には、新たに桜の苗木を植樹していきたいと考えている。

今後のスケジュールだが、今年の12月までに移設設計を終わらせて、工事は来年度を予定している。工事の際には授業への影響がなるべく少なくなるよう、夏休みの期間の前後を含めて実施したいと考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、11番、市道5-35号歩線(レンガ坂)舗装工事における試験施工と今後の予定について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 続いて、協議会11番の市道5-35号歩線(レンガ坂)舗装工事における試験施工と今後の予定についてである。

レンガ坂で現在施工を予定している舗装について、現地で試験施工を行っている。この試験施工の目的であるが、従前にレンガ調のタイル舗装だった路面をアスファルト舗装で再現し、市民の皆さんが考えているイメージの確認と、かねてより課題であった滑りやすい路面から滑りにくい路面に変わることの体験等をしていただくこと、市民の皆さんから選んでいただいた色合いにするため、現契約の中で対応できる3種類を試験施工し、アンケート調査を行うものである。

試験施工を行った場所は、図にある青い点線で囲った部分である。下に写真があるが、右側の写真が工事エリア南側の四角広場で、3種類のデザインを模した舗装を行っている。左側の写真はレンガ坂中央付近の坂道で、滑り具合や歩きやすさを体験できるよう、仮設歩道部分に試験施工を行っている。

2ページ目に移る。試験施工した3種類であるが、サンプルがあるのでお見せする。まず1つ目、これがブラウン系の色の舗装である。試験施工のと

ころは、資料の写真にあるとおり、これイギリス貼り風で施工しているが、実際の施工はこのように長いやつと真四角のやつが入るフランス貼り風という模様で施工をする予定である。これがブラウン系である。

2つ目として、玉吹き調のデザインというか、玉吹き加工をしたものということで、これも全て塗装で再現しているものである。なるべくタイルやレンガの表面に似たような形で施工しているものである。

3つ目が、ブラウン系とモカ系の2種類を組み合わせた塗装で、これら3点を試験施工で用意している。

これらは所管課にあるので、もしよろしければ所管課でご確認いただければと思う。

(3)に移るが、市民への周知方法である。既に5月20日号のたま広報で試験施工を行うことについてお知らせしているが、6月20日号のたま広報で詳細な内容のご案内をしている。また、市公式ホームページでは、施行後の様子やアンケート等のご案内をしているところである。

(4)のアンケートの概要のところであるが、期間を6月20日から9月30日までとしている。投票の結果については、一番投票が多かったデザインで舗装を行う予定である。結果のお知らせについては、11月から12月を予定している。選ばれたデザインに投票された方の中から抽せんで50人の方に粗品を進呈する予定である。

また、アンケートの収集方法についてであるが、3種類あり、1つがロゴフォームによる手続として、右側のQRコードを読み込んでもらう方法と、2つ目として、アンケート用紙をFAXか郵送、現地のポストか市役所へ提出してもらう方法、3つ目として、関戸・永山両公民館と多摩センター出張所の投函箱へ投函してもらう方法の3種類を用意している。なお、公民館については、選挙の関係で設置は7月の11日以降としているところである。

(5)最後に、舗装の際には、写真にあるとおり、フランス貼り風のデザインを施工するところである。

現在試験施工のアンケート調査が始まったばかりであるが、現時点で200名程度の投票をいただいている。いただいた意見の中で、アスファルト舗装ではなく、滑りにくいレンガタイルと勘違いされている方もおられ、

また、滑りにくくてよいという意見もいただいているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 アンケートであるが、デザインに回答された人の中から50人に粗品を  
進呈とあるが、この心は何なのか。あと、粗品とはどういうものを差し上げ  
る予定なのか。

檜島道路交通課長 粗品を出すのは、市で用意している例えば50周年記念のものである。  
理由としては、なるべく多くの方に参加していただきたいということで、こ  
ういった企画を盛り込んだところである。

岩永委員 そうすると、今時点で約200人ほど回答があったということであるが、  
こうしたアンケートは、目標としてはどのぐらいの数を集めて市民からの  
声を聞いたという実績にしようとしているのかについて伺う。

檜島道路交通課長 定数までは特に定めていないところであるが、当初の段階では  
300以上は欲しいと所管では考えていたところである。

岩永委員 最初はそこでオープンハウスのようなことを職員の方が出られてやられ  
ていたかと思っているが、今回はアンケートだけなのか、声を聞くというの  
が300でいいのか、あと地元の方に説明会をして、地域の自治会の人たち  
から結構いろいろな声をいただくようなこともあったから、そういうとこ  
ろに協力を依頼しているのか、その辺りがもしあれば伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 アンケートの依頼や周知についてであるが、特段特定の方に依頼をす  
る、団体をお願いするといったことはやっておらず、たま広報、市公式ホー  
ムページ、あと現地の広報版に割と大きくかけて周知をさせていただいた  
ところである。たま広報については、先ほど申し上げたとおり5月20日  
号、6月20日号の2回出させていただいてなるべく多くの方に知れ渡る  
ようにしたいと考えて進めてきたところである。

岩永委員 あともう一つ、このアンケートをどのぐらい、300ぐらいで本当にい  
いのかというあたりである。要は一番最初にいろいろレンガ坂をどうする  
のかヒアリングしたりしてきた経過があり、そういうのを基準にしながら  
大体300ぐらいあれば声を拾えたと判断するのかというあたりのことを  
聞いている。

檜島道路交通課長 300と申し上げたのは、最低それぐらいは欲しいというところであ

る。正直申し上げてそれほど関心はどうだろうかというところがあり、最低でも300は欲しいという中で、だが、それでは少ないというところもあったので、粗品をつけてトライしたところである。

岩永委員        どのくらいまでアンケートを回収できたらよしとするのかというところもあるかと思うが、いろいろ最初からの経過を考えると、市が考えていたのではだめだということでこのように市民の方に選んでもらう、工法なども変えながらやってきたという経過があるから、そこも踏まえながら適切になるべく多く集める努力をしてほしいと思うし、せっかくこのようにやったのに何だというようなことにはならないようにしていただきたいということを申し上げておきたいと思う。

岩崎委員        このデザインが違うことでコストや手間は変わらないのかをお聞きする。

檜島道路交通課長    この3種類のコストであるが、こちらは請負業者と調整して、この3種類であれば現行の契約の中で対応できるということだったので、今回3種類を用意させていただいたところである。

岩崎委員        現行のということであるが、価格が多少違うのかをお聞きする。

檜島道路交通課長    3種類あり、2色のものもあるので、手間といった部分では、かかるもの、かからないものがあるところである。このあたりについては、現行の契約の中で企業に努力していただいているところである。

岩崎委員        多少違うということも、高いのを選ばないほうがいい、安いを選んだほうがいいと市民の方に伝える必要はないと思うが、始まった経緯の中で金のことはどうしても出てきていたという部分もあるのと、この値段が高ければ多少は、少しずつ朽ちていって印象が変わっていくが、こういうのは持続が長いとか、ただ見てどうであるかというだけで選んでもらうよりも、こういうものであるということを、ただデザインだけで選んでくれればいいと言うのか、いろいろな角度から考えてもらったほうがいいのかというところはあるかと思ったので、今後何か聞かれたときに広報でできる範囲ではお伝えする機会があるかと思うと、そういうところも考えていただいて、なるべく市民と一緒に考えて決めたようになることが大事かと思った。

それと、先ほどのアンケートであるが、もちろん300というのも考え方としてどうなのかと確かに思ったが、年齢層や、いろいろな人に出してもら

ったほうが良いという部分では、そういう配慮をしているのかをお聞きする。

檜島道路交通課長 アンケートについては、まず現場でのアンケート用紙の配布、公民館、多摩センター、出張所、この4か所でアンケート用紙の配布、それから市役所でもお越しいただければお配りするという対応である。あと市公式ホームページ、それからLOGOフォームといったところでもできるので、割と年齢的には幅広い層で対応していただけるかと思っている。あと、インターネット環境のない方でも広報等でお知らせをしているので、そういった部分では幅広く周知ができたかと思っている。

岩崎委員 一定の年齢以上の人のことを考えているのではないかと思ったが、やはりみんなが歩く、みんなであそこをこれから使っていくという意味では、今10歳ぐらいの人も10年ぐらいすれば20歳になるので、そういう意味では児童青少年部と連携できるかわからないが、少し細かく丁寧に児童館等を使って周知できたらありがたいと思うので、今後検討いただければと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、12番、市道4-11、4-26号歩線(諏訪・永山ふれあいの道)工事発注と工事説明会について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 それでは、続いて市道4-11、4-26号歩線(諏訪・永山ふれあいの道)工事発注と工事説明会についてである。

初めに、事業概要であるが、当該自転車・歩行者専用道路については、整備後30年余りが経過しており、舗装や街路樹などに老朽化が進んでいる状況である。利用者が安全で快適に通行ができるよう舗装の打ち替えや、樹木の間伐・更新、街路灯や沿道の柵などを更新し、バリアフリーを取り入れた利用しやすい道路にリニューアルをしていくものである。

主な改修内容がこの資料の地図の右側に四角囲みで書かれているが、有効幅員4メートルの確保と、樹木の更新、斜面の樹木の間引き、柵の改修、階段の手すりの設置等を行っていく。



工事の発注時期は、本年の7月下旬から8月下旬頃を予定しており、工事期間は9月中旬頃から令和6年の3月上旬頃までを予定している。

説明会については、工事着手前の9月から10月頃を予定しており、7月20日号のたま広報で工事説明会を今後行っていくことの案内をする予定である。9月5日号のたま広報において、工事説明会の日時のお知らせと参加者の募集について掲載する予定である。

そのほかに、(4)として、その他懸案事項を挙げている。まず隣接する住宅管理組合様から「遊歩道を守る会」という名称で要望書が提出をされている。内容としては、桜の木1本とクスノキ1本の伐採の中止を求める要望であり、署名数が243名余り、一部の当該住宅以外にお住いの方もおられるところである。現設計の中では、見通しや有効幅員の確保の関係から伐採を予定しているが、本件について多摩中央警察署と相談し、安全確保のための対策について指導、助言をいただき、交通安全対策を講ずることができれば伐採をしなくても安全確保はできるのではないかという助言を受けている。したがって、当該樹木の存置も可能であるとの見解である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、13番、次期多摩市みどりと環境基本計画の策定方針(概要)について、市側の説明を求める。

小柳環境部長 13番から19番の7件については環境部からの説明になる。案件ごと課長から説明させるのでよろしく願います。

佐藤環境政策課長 協議会案件13番、次期多摩市みどりと環境基本計画の策定方針(概要)についてである。資料はタブレットに入っているもので、13番の資料をご覧いただきたいと思う。

次期多摩市みどりと環境基本計画策定の基本方針(概要)である。今プロポーザル方式を採用してコンサルタント事業者の選定を行っているので、それが決まったらまた本格的に策定が動いていくが、まずは基本方針、市としてどのように進めていくのだというところをまとめてさせていただいたので、報告をさせていただく。

1 番、計画改定の背景と目的である。まず世界では2030アジェンダの採択、そしてパリ協定の発効、これらを受け脱炭素社会に向けて大きくかじを切っているのは皆さんもご承知のところだと思う。我が国日本においても、第5次環境基本計画で循環共生型社会を目指しているところである。市においても、令和2年6月に多摩市気候非常事態宣言を行い、新たな基幹計画が不可欠となってきた状況である。このような国内外、あと市内の状況も踏まえ、これまでの環境基本計画及びみどりの基本計画に加えて、新たに生物多様性地域戦略、そして地方公共団体実行計画（区域施策編）、いわゆる地球温暖化対策実行計画、それと地域気候変動適応計画の5つの要素を包含する形に見直し、次期計画を構築していきたいと考えている。

2 番目、計画期間である。令和6年度から令和15年度までを目標年次とする10年計画とし、中間年度（令和10年度）に見直しを行っていききたいと考えている。

3 番、計画の位置づけ・構成である。次期計画は、環境基本法第7条における地方公共団体の責務として、多摩市環境基本条例に基づき策定をしていく。

次のページに、国や東京都、あと市内部の各計画との関係性を示した図を載せているので、こちらを併せてごらんいただきたいと思う。

そして4番目、改定に当たっての基本的な考え方である。ここが一番大事なところであるが、市として8つ挙げた。まず（1）、5つの計画を包含した計画であることである。こちらは冒頭お話しさせていただいたように、生物多様性地域戦略をはじめ新たに3つの要素を加えて全部で5つの内容要素を一体化して統括的に進めていく計画にしていく。

（2）多摩市気候非常事態宣言を主軸にした計画というところである。これは皆さんにもご同意いただけるかと思うが、まさに気候危機の時代で、これを主軸にして、まずはこの危機をいかに防いでいくのか、持続可能な社会をどう実現していくのか、それを考えた計画にしていきたいと思う。

（3）みどりと生物多様性の保全の関わりを意識した計画である。こちらは、我々の社会経済は、生きていく中で水とみどり、生態系の基盤というものがないと成り立っていかない。水とみどり、生物多様性の保全をしっかりと

意識した計画にしていきたいと思う。

(4) 市民が「かかわる」を盛り込んだ計画である。一人ひとり自分事と考えていかなければ、この計画は実現していかないので、これまでも多摩市の計画はあらゆるところで市民との関わりを中心に進んでいるが、さらにこの辺を強力に進めていきたいと考えている。

(5) みどりに関する諸課題に対応できる計画である。これだけみどりが多い中で生物多様性の必要性を説いたとしても、日常生活の中でやはり課題は多いものである。こういった課題にもしっかりと取り組んでいける計画にしていきたいと考えている。

(6) 新しい着眼点や技術革新に対応できる計画である。こちらは議会の中でもご質問としていただいたが、時代は刻々と変化しつつある。計画をつくってそれでおしまいではなく、そのままにしておくとも陳腐化してしまうから、時代に沿った内容で柔軟に変化できる計画にしていきたいと考えている。

(7) 環境のために行動する人と人がつながり、大きな力を生み出していく計画。こちらは、先ほども話したが、一人ひとり自分ごとというところをやはり強調していきたいので、そこから行動が生まれ、その意識と行動がさらなる変革を促すようなライフスタイルの変化が起きるような計画にしていきたいと考えている。

(8)、これは前の7つとは少し違うが、計画名称の見直しもやはり検討していかないといけないと考えている。みどりと環境基本計画、みどりと環境以外の要素も今回ふんだんに入っているのだから、そちらを皆さんにきちんと理解していただけるような計画の名前にしていきたい。

次のページにイメージ図を載せた。この基本的な考え方で計画策定を行うことで、今市が考える将来を描く姿というような図として、言葉だけだとなかなか伝え切れないので、こういうことを今一面から見た中だとイメージしているといったものである。これは何を言っているかということ、見ていただくと何となく理解はしていただけるかと思うが、この真ん中の多摩市で暮らし、働き、学び、訪れる人々の行動、これを一人ひとり今の気候危機の問題を中心に自分事と考えることによって、この行動が社会を変え、この

社会の変化が意識と行動のさらなる変革を生む、それで持続的な社会をつくっていくというイメージを示したものになる。

次に、5番目、改定に向けた検討体制である。こちら3つあるが、まず審議会である。多摩市みどりと環境審議会は、今回からは分科会も設置して進めていく予定を考えている。それから庁内組織については、環境政策推進本部を中心に進めていく。この本部会議の中に既に専門部会を設けているので、これらもうまく活用して進めていきたいと考えている。それから、一番大事な市民の参加である。こちらについても、アンケート調査は定番でよくやる手法であるが、それ以外にもきちんと市民や市民団体とのワークショップなど、ありとあらゆるところで市民の意見を多くいただきながら、市民と一緒に作る計画にしていきたいと思う。

6番目、改定スケジュール案である。こちらは今プロポーザル方式による契約で事業者選定をしているところだが、それが終わると8月から具体的にコンサルタントも入れてスタートという形になり、まず年度内に骨子案をつくっていく。来年度早々には計画素案を早いうちにつくり、もんでもらう時期を長く取り、最後はパブリックコメントなどをいただきながら策定をしていきたいと考えている。また、議会の皆様にもこの辺の進捗状況は逐次報告をしていくので、引き続きよろしく願います。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 このイメージ図は非常によいと思ったので、これが確定ではないのかもわからないが、ある程度こういう感じだと決まってきたら、ポスターのように学校で使う等、何かしら使い方をこのままここだけで終わらせないで、ある程度わかりやすくなっていると思ったので工夫して使っていただきたい、いろいろな世代の子どもたちも含めて使っていただきたいと思ったが、その辺は今考えているのか。

佐藤環境政策課長 この使い道についてはまだ考えていないが、皆さんと議論する中でまたいろいろ変化していくこともあるから、その辺きちんと固まって、ある程度これでいこうという形になったら、早く皆さんにこの計画のことを知ってもらって行動に移す促しをしていきたいので、固まってきたら、今、委員が言われたご意見も十分考えていきたいと思う。

岩崎委員 基本計画というとな堅くなってしまうが、こういう図でイメージしていいのだということが町なかにあると非常にわかりやすいと思ったので、ぜひご検討いただけたらと思う。

岩永委員 市民の意識調査とあるが、これは市民のどのような意識を調査するような内容を考えているのかと、ワークショップであるが、このスケジュール案を見ると、令和4年度中にやるものと令和5年度の4月からやるものに分かれていると思うが、これにはどのような違いがあるのかと、このワークショップもいろいろなテーマでやるようなイメージが見えてくるが、どのような内容でやろうとお考えなのか、あと子ども・若者の参加ということも一定条例があるが、そこを意識した取り組みがあるのか伺いたいと思う。

佐藤環境政策課長 まず市民の意識というご質問であるが、今までやってきたこの計画について、市民の皆さんがどのような成果を私たちに対して評価されているのか、振り返りのところをまず一つやっていきたいと考えている。それから、この気候非常事態宣言をして共有してきた中で、この2年間先行的取り組みを環境部全体として行ってきた。その中で、集大成としてサステナブル・アワードを今年度の12月に行うが、そういったところも利用して、これから先私たちはどう行動していけばいいのか、過去を振り返り反省して、それで将来に向けてどう行動していけばいいのか、その辺りが意識として今どの程度浸透しているのかといったことも含めて調査していきたいと思う。

あと、ワークショップであるが、令和4年度と5年度については、4年度で一通り、今回分野が多いので、それぞれのワークショップで行うものは、その一つ一つの分野ごとの中でもある程度限られたものになってくる場合もある。一回一回の中身が、深く議論し過ぎてほかのものまで議論できなくなったといったことも考えられるから、令和5年度は一応予備で置いているところもあるし、骨子をつくっていく中で、また今年度中、話が飛ぶが世界レベルで言えば生物多様性の条約がつくられたり、あと東京都も今生物多様性の地域戦略をそれを受けてつくる、そうなってくると、またそこでこの策定をしている最中に変化が起きる可能性があるから、そういったことも十分市民に伝えて、市民とのワークショップの中でいろいろ新たにどん

どん生まれて起きてきた新しい考え方に対して意見をもらう、なるべくぎりぎりまで市民の意見をもらうような仕立てで令和5年度のところまでワークショップを入れている。

内容については、今、部の中で調整中であるので、しっかり練り上がったら、また次回のこの委員会の中でも報告をさせていただきたいと思う。

岩永委員

アンケートは結構どういう設問立てをするのかがあると思っていて、例えば市民の方、今お話を聞いたところだったら、市の環境施策に対する評価があるとされていたが、自分のところに市の環境施策はどうであるかというアンケートが来たことを思うと、非常に難しいと思う。もっと簡単に言えば、日常生活の中でマイバッグを持って買物に行っているかというような、自分がふだんやっているような、市民が環境に対してふだんどのような行動をやっているのか聞くことを中心に、例えば公園の分野、いろいろな分野で設問項目を並べてみて、そこでもっと市民にこういうことをやってもらいたいということが見えてくると、例えば食品ロスの話も関わってくると思うが、そこに向けて市の施策をきちんと打っていく、市が事業か何かで例えばドギーバックを広めるような、先ほどの本間委員の話のようなことが施策や事業として成り立っていくと思う。

だから、ただ単に意識調査をやるということで、何を知りたいのか、自分たちが何のためにアンケートをやるのかをきちんとその部の中で話し合えないと、そこから自分たちがやらなければいけない取り組みが見えてきにくいのではないか。だから、どのようなアンケートなのかに少し興味を持ったということである。

それから、ワークショップも同じだと思うが、ワークショップをやる目的がきちんと明確になっていないといけなくて、あくまでもこれは環境計画をつくっていくためであるが、この計画に関わってくださった方が引き続き例えばその市の環境政策を進めていくための担い手になっていただけるようにということに視点を置くものなのか、そうではなく、市民の方で今も環境の取り組みに関わってくださっている方にもっと専門的なところで意見をいただきたいものなのかによっても、その仕立て方が非常に変わってくると思っているから、やろうとしていることについて、いや、それはや

らないほうが良いというわけではないが、ただやっただけで終わってしまっただけは、せっかくそこにエネルギーを使っていくのもったいないなと思うから、ただやるだけではなく、自分たちが市民のこういうことを知りたいからワークショップを開くのだということをもう少し明確にされたほうがよい気がしたが、その辺りはどうか。

佐藤環境政策課長 具体的なお意見をありがとう。自分も説明がうまくできていなくて申しわけなかったが、まさに今言われたように、例えば一例を申し上げると、このワークショップに参加された方が、この計画をつくった後に新たな環境保全の担い手になっていくといった姿、そこは我々も非常に強くそうなっていくような仕立てでワークショップを開きたいと一つ考えている。

様々な対象者を想定して、今いろいろなアイデアの中でどのようにやっていこうかと検討中であるが、今言われた目的を持ってということは忘れずに進めていきたいと思う。一つ一つ今検討中のものも、そういう目的を持って、これは何を市民にメッセージを伝えたくてやっているのか、それからどういう意見を引き出したいからやるのか、そういうところをきちんと意識してワークショップを作ろうということで部内で今調整しているところである。一応4人の課長がいるが、4課長が市内に散らばってワークショップを開くような形になっていくかと思うので、私たち一人ひとりがそういう意識を持ってこのワークショップに取り組んでいきたいと思う。

岩永委員 職員の皆さんが市民といろいろなことをやる時に、行政という立場で何を自分たちが知りたいのか、市民の皆さんが関わってくださる、先ほどもレンガ坂のアンケートの話があったが、なぜそれをやるのか、ワークショップで何を自分たちは知りたいのか、それぞれの課長たちが日頃の業務を通じて問題意識を持っていると思う。そういうところをきちんと裏づけるために、このワークショップの中で意見を拾ってくる、また、そこでは自分たちになかった視点ももらえるかもしれないが、まず最初は市民とワークショップをやることによって自分たちの中で日頃から抱えているこういう問題を明らかにしたいのだということを持っていないと、本当にただやってみただけになってしまうので、せっかくやるのであるから、その辺り部内で話し合っておられるということであるが、頑張ってお手伝いしていただきたい

いと思う。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、令和4年度のまちの環境美化の取り組みとマイクロプラスチック対策について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 続いて14番、令和4年度のまちの環境美化の取り組みとマイクロプラスチック対策についての説明をさせていただく。資料は協議会番号14番の資料をご覧願う。では、令和4年度のまちの環境美化の取り組みとマイクロプラスチック対策についてである。こちらは今年度のまちの環境美化の取り組みと、あと今年度新たに行う中央大学とのマイクロプラスチック調査の連携の予定を報告させていただくものである。

まず1番、令和4年度のまちの環境美化の取り組みである。(1)春のまち美化キャンペーンである。こちらは既にもう終わっているので、実施結果の報告である。こちら実施した日が5月19日から23日までの日曜日を除く4日間、市内4駅で行った。土曜日だけは午前中に行った。

②キャンペーンの参加状況であるが、こちらは書かせていただいているとおりに合計で299名で、この人数が多かったのか少なかったのかというところであるが、昨年秋のまち美化キャンペーンは213人だった。そこからはふえているが、これコロナが始まる前の令和元年の春は377人だった。したがって、まだそこまでは追いついていないが、徐々に参加する方が戻ってきているというようなところである。

それから③ごみ収集の状況である。こちらは全体的に見て残念であるが、ポイ捨てがある状況は継続してしまっている。参考に吸い殻で見ていただくと、唐木田駅は別にしても、ほかの駅は千本単位であるが、昨年の秋からは永山駅を除いて若干少なくなっているが、それほど変わっていないのかというようなところでは少し残念なところでの結果になっている。特に吸い殻であるが、議会の中でも特に聖蹟桜ヶ丘駅周辺で目立つというようなお話も前回いただいていたので、今回のキャンペーンでは参加していただいた市民の皆さんにご協力いただきながら、具体的にどこで多かったのかと



いったことも、このキャンペーン活動と併せて調査を行った。

その結果が、次のページの④になる。見ていただいて、聖蹟桜ヶ丘のところでどこが多かったのかであるが、3つ挙げられた。まず聖蹟Uロード、Uロードの中でも、聖蹟桜ヶ丘駅東の交差点付近、それから聖蹟C館内の郵便局の前あたりといったところである。あとさくら通りはファミリーマート付近、それから川崎街道では健康センターの入り口付近といったところで、場所はここであるが、これ具体的にその場所のどこなのかという話になると、全体いずれも歩道の植え込みや側溝の中が多かった。やはり見えないところに突っ込まれてしまっているところである。

では、これにどう対応していくのかということであるが、来月まち美化推進協議会を一応開催の予定である。市も今担当の職員と一緒にどうしたらいいのかを考えているところであるが、事務局案とともにこの協議会の中で、この辺の対策について、次回の秋のキャンペーンのところではどういう工夫をしていくかを議論していきたいと考えている。

それから、(2) 秋のまち美化キャンペーンである。秋のキャンペーンはその協議会の中で議論していくが、例年どおり10月の下旬に開催をしていきたいと考えている。内容については、先ほどの聖蹟桜ヶ丘駅周辺の吸い殻の対策、あと駅のところばかりでやっているのがキャンペーンではないと思うので、先ほど岩永委員も言われたが、このキャンペーンを行っている目的や意味をもう少し考えていけば、今はプラスチック問題に関わってきている地域の問題だけではなく、海ごみ、世界のこの課題にも、関わる、やはりこれは取り組みなんだということをメッセージとしてきちんと伝えていかなければいけないだろうと考え、今回は乞田川、大栗川、大栗川はなかなか今体制が難しそうなので、まずは乞田川から始めてみようかということで、乞田川を例えば永山駅から多摩センターまで川沿いを歩いてポイ捨てごみを拾うとか、そういったことを少し変化させて、市民にきちんとこの取り組みがどういう意味を持っているのかをメッセージとして届けられるような活動に変化させていきたいと考えている。

それから(3)、こちらも議会の中でご質問いただいたところだと思うが、自動販売機回収箱についてで、自動販売機の回収箱の中に家庭のごみが入

れられてしまったり、きちんと回収箱が置いていなくてあふれてしまったり、まちが汚れてしまったり、よく見るといろいろな課題がこの自動販売機の回収箱についてもあるので、この辺の対策も今年度から動き始めたいと考えている。まず2つ考えていて、1つ目が大手事業者を訪問して回収箱設置の徹底の啓発と意見交換を行っていききたい。それから、2つ目に個人設置の自動販売機については、こちらごみ対策課とも連携しながらパトロールを行っていききたいと考えている。

次、大きな2番である。マイクロプラスチック対策である。こちらは既にご案内をさせていただいているが、市内の河川のマイクロプラスチックの流出状況を把握するため、中央大学と連携して調査を今年度行っていく。マイクロプラスチック問題は前回の議会でも大きく取り上げられたが、人工芝のほかにもたくさんある。身近な生活の中であふれているのだという認識をもう少し市民の皆さんと共有したいと思っている。

では、実際、多摩市内はどうなのだというところを、中央大学と連携して調査していききたい。並行して、ここには書いていないが、市民団体とも毎月、月初めの日曜日に大栗川の川清掃を行っている。この中でも、一番多いのはレジ袋や、あと発泡スチロールである。そういうところにきちんと着目して、私たちはどう行動したらいいのかを考えていききたいと思う。

話は元に戻るが、中央大学との連携によるマイクロプラスチック調査であるが、既に6月10日に1回目の調査が終わっているが、調査期間は6月から令和5年3月までである。予定では2回目を8月7日の日曜日に行く予定であるが、ここは市民団体と連携して行いたいと思う。場合によっては子どもたちにも参加してもらおうといった仕立てを考えている。調査回数は、(3)から話したほうがわかりやすいと思うが、調査場所は乞田川が稲荷橋と行幸橋、大栗川側が久保下橋と新大栗橋と多摩川合流点、要はイメージしていただくと川の上流と下流というイメージで設定している。この5地点で年4回行くことを考えていて、少し順番が逆になったが、調査回数は5掛ける4で20回程度を想定している。

それから、ただ調査をしただけではこれもまた意味がないので、市民の啓発も行っていく。子ども向けのワークショップやセミナーなどの企画も中

中央大学と連携して行っていきたいと考えている。

最後、では、私たちは何をしていかなければいけないのかというメッセージもきちんと含めた形の報告書をつくっていかうということで中央大学とも契約の中で話をしているので、一つの方向性をこの中で見つけていけたらと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

本間委員 1番の(3)、自動販売機回収箱についてというところがあるが、これで見ると結局自動販売機のわきに回収箱を置いてないところを調査するといった内容だけの話なのか、それともほかにも何かあるのかお伺いしたいと思う。

佐藤環境政策課長 まずは現状が私たちもしっかり把握できていないところもあるから、自動販売機回収箱が設置してあるのかないのかも含めて、あってもきちんと管理されているのか、そういうところも見ていきたいと考えている。まだここもごみ対策課と調整中であるので、具体的にパトロールするのにどういう視点で回るのか、さらに視点を加えて速やかに始めたいと思う。

本間委員 事業者の方に調査というかお伺いをしたときに、自動販売機回収箱の中にごみを入れられてしまう問題。3割ぐらい缶やペットボトルではないごみが入っているというところで、事業者はそれを実費で処理してくださっているわけであるが、それに対しては、市民の方のそれはごみ箱ではなく回収箱でリサイクルされていくものを入れるものなのだということがもちろんわかっておられる方もいるが、そういった意識がなく近くにごみ箱がないから入れてしまおうということに入れられてしまうと聞いているので、せっかくそうやって調査していただけるのだったら、中にどのようなものが入っているのか、不適切な物が入っていないかその辺まで見ていただきたいし、大手の事業者訪問というところであるが、そういったことももちろん大切だと思うし、話をしていただきたいし、一般質問したときには、市で行っているイベントにも来ていただいたりということで、事業者と市民の方と市とでいろいろな接点をつくって理解をし合うような場面もつくっていただきたいと思っているが、その辺はいかがか。

佐藤環境政策課長 まず1つ目の家庭ごみのお話であるが、組成分析ができるかできない

か、その個人の持ち物だったりすると了解をいただかなければいけなかったりするかもしれないから、個人の自動販売機については、その辺はトラブルのないような形で進めていきたい。事業者のほうは、聞き取りをして十分実情を伺って、どういう対策ができるのか考えていきたい。やはり一般廃棄物なので、そこはごみ箱ではない、きちんと一般廃棄物収集として適正に処理してほしいというようなことをどちらのケースも、きちんと啓発はしていきたいと思う。

それから、イベントのほうは、今言われるとおりでと思う。いろいろな環境美化の啓発も行っているから、例えばキャンペーン一つとっても、一緒に活動しないかというところで、その参加については、呼びかけをしていきたい。

岩永委員       今のことと関連してであるが、個人設置の自動販売機については、パトロールを行い実態把握に努めると書いてあるが、この実態把握というのは、その回収箱が置いてあるのか置いていないのかという実態をまず把握したいということなのか。

佐藤環境政策課長   それもあるし、あとごみの缶、瓶をきちんと回収しているのか、家庭ごみとは違うごみがあふれていないかは確認をしていきたいと考えているが、いずれにしてもパトロールの仕方は今ごみ対策課と調整しているので、一応環境政策課だけでは決められないところもあるから、一般廃棄物のルールも併せて啓発をするのかどうかも含めて、パトロールをどのようにやるのか今調整中であるので、今ここではっきりは答えられない。

岩永委員       例えば個人設置の自動販売機が大体市内にどのくらい数があると今把握できているのかを知りたい。

佐藤環境政策課長   正直に言うと把握はできていないが、瓶や缶やペットボトルをその販売機の中に入れているのは、おそらく想像するに、個人の方が買って入れているケースもあるし、事業者をお願いをして入れているケースもあると思う。どこまで個人情報などを教えてもらえるのかわからないが、大手の事業者に伺った際にその辺も相談して、数やある程度場所も教えていただけるかどうかかわからないが、いろいろな角度から調査をしてみたいと思っている。

岩永委員 個人設置の自動販売機の実態をまず把握するということであるが、把握して、先ほど本間委員も言われていたが、要するに正しく分別されないごみが入られるよりは、入れられないほうがいいわけであるし、その着地点が見えないと思っている。例えばこれを調べて、回収箱を設置していないところには回収箱の設置を促していきたいと思ってこういう調査をやるのか、そこがないと、ただ実態を調べるだけに終わってしまう気もした。個人の設置している販売機の横に必ず箱を設置するのかとなったら、それもまた違う話のような気もしてきて、その辺どうなのかと思った。

佐藤環境政策課長 まず少なくとも多摩市まちの環境美化条例では、回収箱は資源をきちんと有効利用してほしい、リサイクルに努めるとともにそういう資源物が散乱しないようにというところが一つ目的であるから、設置していないところには設置してほしいという促しはもちろんする。ただ、それ以外に今回家庭ごみが捨てられてしまっているという視点もあるから、そこをどのように啓発していくのか、今ごみ対策課とも調整中である。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15番、携帯電話等基地局の設置に対する市の要請行動について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 続いて携帯電話等基地局の設置に対する市の要請行動についてである。資料は、協議会番号と同じ番号の資料をご覧ください。

まず1番目、経緯である。こちら令和2年8月26日付「5Gアンテナの設置を携帯各社にやみくもに行わせないことを求める陳情」、そして令和2年9月11日付「第五世代移動通信システム(5G)基地局設置に関する条例制定に関する陳情」について、令和2年第4回市議会で趣旨採択された。議会審議の中でも、携帯電話等基地局から発せられる電波と人の健康との間に因果関係は認められていないものの、現実には不安を感じている市民もいるとの意見があったことを受け、電気通信事業者に対し、要請を行うこととしたものである。

2番目、要請先である。こちら周波数の割り当てが今現在行われている携

帯電話の通信事業者6社になる。こちらの6社が今回要請した先になる。

要請した内容とその回答であるが、まず市からの主な要請内容であるが、4つある。これは、この協議をした委員会の中でも報告をさせていただいているが、4つある。まず1つ目が、市民の不安の解消と近隣住民との紛争を予防する観点から、これ平成27年の1月にも（一部事業者に関しては令和元年10月）要請を行っているが、その要請を再度徹底してほしいということ、2番目、携帯電話等基地局の設置変更の際は、通信に使用する周波数帯及び出力に関する内容を情報提供に加えること、3つ目に、市民の不安解消のため少なくとも地上からアンテナの先端までの高さの2倍の半径の範囲について周知し、携帯電話等基地局には近隣住民にわかるよう表示することに努めること、4番目に、毎年1回、市内に設置されている携帯電話等基地局の設置数を市に報告すること、この4つについて要請をしてきた。

その下に電気通信事業者から回答された内容が4つほど出ているが、これをまとめて申し上げますと、市からの要請の1番から3番は、各社6社とも真摯に受け止めていただいた。ただ、4番については、経営戦略上非常に重要な事項であるため社外には開示していないということで、今回これについて公表は差し控えさせていただきたいというような回答になっていた。

本日この委員会に報告した後、この内容は速やかに市民の皆さんに公表していきたい。市公式ホームページに掲載し、今後窓口で行う事業者から市への情報提供も、新しい周波数のことや看板のことも含めて提供していただくよう、内容を改めて速やかにその内容で再開始していきたいと思うのでよろしく願います。

もう一つ資料があり、こちらはその6社の回答書の原本の写しである。一応このような内容で6社から実際は3月の末にいただいており、議会の皆様への報告のタイミングがどうしても今日になってしまったのであるが、一応その内容も今回資料としてつけさせていただいている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員

申入れありがとうございます。ただ、少し微妙なのは、経営戦略上難しいので数は言えないということであるが、3番目の2倍の範囲は、逆にされている場所の範囲の外側の2倍のところはお伝えするように努めるというのは、つける

ときという解釈になるのか、これだといっている方たちにお伝えするという解釈になるのか、どういう解釈をしてよいのかわからない。

佐藤環境政策課長 市民への周知は、携帯電話基地局を設置する際もしくは変更する際、変更というのは出力が上がったり増設する場合であるが、そういった場合にアンテナの高さの半径の2倍の範囲の市民の皆さんにはきちんと説明をしてほしいという内容である。

岩崎委員 そうなると、設置する際に知ることができる住民にとっては、数を幾つ設置しているというよりは、自分の近くにそういう不安なことが起こったり、敏感な方にとっては心配なことが起こるということがあるので、そのことに対する懸念はある程度知るといえるのか、いろいろなことをやり取りすることもできる可能性があるということによって理解していいのか。

佐藤環境政策課長 そのとおりである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16番、多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、協議会16の資料をお開きいただければと思う。

本件は、今議会定例会開会前の全議員説明会前にお時間を頂戴して、事業者も同席の上説明させていただいたが、改めて生活環境常任委員会にご報告させていただくものである。

初めに1の概要である。多摩中央公園改修整備・運営事業については、令和4年2月中の計画認定・実施協定締結を予定していたが、パルテノン多摩4階・5階の飲食スペースでのテナント出店が不調になり、事業がストップし遅延が生じていた。これ以上の事業全体への影響を抑えるため、以下のとおり整理して事業を進めていく。

2の事業を進めるための整理である。1つ目に、パルテノン多摩飲食スペースにおいては、事業者からの当該スペースの運営辞退の申し入れに基づき、基本協定で定めた違約金を徴して、本事業からは切り離す。2つ目に、ただし、回答保留中の交渉先などについては、引き続き事業者の協力を求め

る。

3の事業スケジュールである。5月2日に事業者の選定を行った選定委員会へ本件の報告、それから意見聴取を行い、30日に議員の皆さんに説明をさせていただいた。その後、6月6日に多摩中央公園内の文化財施設である旧富沢家について教育委員会に計画認定・実施協定締結の付議を行った。ここで承認をいただき、10日付で計画認定・実施協定の締結を行ったところである。また、今年度発生する公園内の各種契約を13日に、旧富澤家の契約を30日に行っている。

最後に4のその他であるが、今後指定管理者の指定を9月議会に付議させていただく予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて17番、連光寺六丁目農業公園づくり事業に関する報告について市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、協議会17の案件であるが、資料は恐縮であるが、総務常任委員会のほうにもご報告させていただいているので、総務常任委員会のフォルダの令和4年6月21日というフォルダをお開きいただいて、その中の協議会24の資料をご覧くださいければと思う。

まず1つ目の白丸で、事業の経緯と概要である。平成26年11月に東京都より連光寺・若葉台里山保全地域が指定された。そして令和2年11月に同保全地域の拡張指定が行われた。これを受けて、令和4年1月に拡張部分の買い取りを市で行った。令和3年11月からは、市主催により連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会を実施し、今年度、令和4年度から農業公園づくりに向けた試験事業に取り組んでいる。

2つ目の白丸で、令和4年度事業内容である。まず(1)の農業公園づくりに向けた公募市民による農作業体験を中心とした試験事業である。①の参加人数として70組の応募があった中で、40組88名の参加となった。②の活動内容であるが、5月21日に第1回の事業として保全地域の説明とサツマイモの苗の植え付けを行った。次回、第2回が今週の土曜日6月



25日に草取りや保全地域の散策を行いながら、農業公園づくりに向けた意見交換を行う予定である。第3回は、9月頃に草取りと作物の生育状況観察会、最後に11月頃にサツマイモの収穫体験を行っていく予定である。

この試験事業であるが、サツマイモの育成収穫の体験をメインとしながら、参加者同士で意見交換を行い、どのような農業公園にするかの検討を進め、農的活用に積極的に関わっていただける担い手づくり、ネットワークづくりのきっかけとしていきたいと考えている。

次に、(2)の当該地で育成可能な作物を調査する試験事業である。どのような作物を育てることが可能なのかを調査することも併せて令和4年度に実施していくため、可能な限り多くの作物の作付けを試みていく。出来上がった作物については、市民による収穫体験の実施も検討していきたいと思う。また、土づくりには化学肥料を使わずに植物そのものを土にすき込むことで土壌改良を行う手法もある。そこでソルゴーというイネ科植物の種をまき育てることで、その手法が有効であるかを確認する試験も併せて行っている。

現在作付済みの作物は、ジャガイモをはじめ記載のとおりとなっている。また、その下段、今後作付予定の作物であるが、ニンジンをはじめ記載のとおりである。

次に、2ページでは、現地の位置図と、5月21日の第1回試験事業の写真を載せている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて18番、公共・公用施設併設駐車場活用の基本的な考え方等について、市側の説明を求める。

大島行政管理課長 それでは、協議会の案件18番、公共・公用施設の併設駐車場活用の基本的な考え方等についてである。資料は、そのまま総務常任委員会のフォルダの中にある協議会5という資料をご覧くださいと思う。

本件については、21日の総務常任委員会においても同内容で説明をしてきたところである。今回、市の駐車場活用の基本的な考えについて及び公

園駐車場の整備と有料化に向けた進め方等についてご説明をするものである。私からは、市の駐車場活用の基本的な考え方について説明していく。資料1をご覧ください。

まず基本的な考え方として、現状と課題の整理というところで、公平性、利便性、適正利用、資産活用といった視点で3点整理させていただいている。それに対する対応方針ということで、資料右側をご覧くださいと思う。

1点目、公共施設の適正な維持管理と利用の適正化を図る観点から、原則として一定の利用者負担を求める、利用者負担の原則というところに転換をしていく。2点目として、今後の施設改修等を、利用しやすい環境整備と利用と負担の関係の整理を含む駐車場の管理運営手法の見直しの機会とさせていただく。3点目として、市民の共有財産としての駐車場をさらにさらに活用していく。4点目として、料金収入を活用し、今後の公共施設の適正な維持管理に充当していくといった考え方である。施設を改修するタイミング等で、駐車場の整備拡充と併せて有料化を検討していくというのが大きな方針となっている。

続いて、検討の流れについてである。資料中段以下のところをご覧ください。施設整備が必要な場合には、施設種別ごとに検討していくというところで、(1)から(3)に分けて考えている。(1)としては、公共施設(公共用財産)についてである。ここで言う公共施設とは、スポーツ施設、公民館、公園など、市民の方が一般的な利用を本来目的とするもので、こういった施設の駐車場については基本的に有料化を検討する方針である。(2)として、市役所の庁舎、エコプラザ多摩など市が行政目的のために直接使用している施設、公用施設に併設する駐車場については、基本的には無料または減免とする方針である。(3)として、公共施設と公用施設両方を併設しているような複合施設の駐車場については有料化を検討する、また公用施設を利用した場合に一定時間の無料、減免を検討する施設という整理をしている。

これらについて、ただしということで、基本的には有料化を検討する施設においても、駐車場の規模が小さい、また施設管理者によって適正に管理がなされている、また有料化するメリットが少なかったり赤字になってしま

う場合には無料とすることもできるとする。また、総合福祉センターなど利用者に配慮の必要な施設の場合には無料とすることができるということである。また、下に移って、公用施設や複合施設の駐車場については、他の集客機能と隣接するなど本来の利用者以外の利用者が多い場合、駐車スペースの適正利用を促していく必要がある施設、また②として施設が開館している時間以外の利用ニーズがある場合など、資産の有効活用につながる駐車場については有料化することもできるという整理をしている。

以上、施設に併設する駐車場活用の基本的な考え方として整理したところである。

ここから、公園駐車場の整備拡充を検討するに当たっての進め方についてご説明をしていく。説明については、公園緑地課長に替わらせていただく。

長谷川公園緑地課長 それでは、資料はそのまま次のページに進んでいただいて、公園駐車場有料化の進め方について（報告）をご覧くださいければと思う。

初めに、1、背景・現状の課題である。4点ある。1つ目が、多摩市の多くの公園は、多摩ニュータウン開発に合わせて公園の周囲に住む近隣住民の皆さんが徒歩などで利用することを想定して設置された経緯がある。2つ目に、現在は多くの住民の皆さんが自動車を主要な移動手段としている。また、公園内に設置されたスポーツ施設利用者の多くは、自動車で来園している状況もある。3つ目に、公園やスポーツ施設利用者以外の駐車場利用もあり、公園駐車場台数が不足し、慢性的に満車になってしまい、来園者が駐車できない状況も発生している。4つ目に、そのため駐車スペース以外への駐車や路上駐車などが発生している。

2の目的であるが、こういった課題を解決するために、駐車台数が不足する公園については可能な限り拡張整備を行う。また、拡張しない駐車場においても、舗装更新を行うことで来園者の駐車場環境をよくしていく。これにより、自動車で来園する市民の皆さんへのサービス向上を図るとともに、路上駐車等のトラブル防止を図っていく。

次に、3、目的を達成するための手段である。1つ目に、10台分以上の駐車スペースのある市内の公園を全公園同一料金体系で有料化を行う。

2つ目に、拡張整備や舗装更新に係る費用を有料化による使用料収入により確保するとともに、今後の駐車場の維持管理費用にも充てていく。3つ目に、整備済みの駐車場から令和5年度より有料化を開始し、順次拡張整備の上、令和8年度には全対象駐車場で実施を予定する。4つ目に、施設利用者に対して毎年度駐車場使用料の決算額や使途を明示していく。

次に、4の公園駐車場有料化案の詳細である。まず①の運営形態であるが、運営やゲートバー等運営に必要な機器のリース保守を事業者にも業務委託し、料金は使用料として市に直接収入という形になる。なお、多摩東公園については、指定管理者制度が導入されていることから、利用料金制を導入し、指定管理者の判断で運営手法を決めていく。

続いて②の料金体系である。入庫後最初の30分を無料とし、以降1時間ごとに100円とする。また、括弧書きのとおり立地等に応じ最大料金を設定する。一例として、記載のような金額を想定している。この料金案については、公園・屋外体育施設等での市民活動が継続可能な料金として設定している。そのため、民間よりはかなり安価なものとなっている。また、利用ニーズが低いことが想定される夜間は、有効利用のため安く設定していきたいと考えている。

なお、早朝や夜間運営を行うスポーツ施設のある公園は、運営時間に合わせて最大料金の設定時間を考えていく。

次のページに進んでいただいて、③の割引サービスである。障害者手帳の提示などにより障がい者利用車両は免除を考えている。その他の利用者の皆様については、一定の場所を一定時間占有することに対する料金ということで原則割引サービスは行わない。ただ、米印のとおり、スポーツ施設での大会開催時などでの長時間利用は割引を検討していきたいと思っている。

また、④の有料化の対象とする駐車場である。計18公園を想定しており、10台以上が駐車可能な駐車場がある12公園、現状が10台未満でも利用者ニーズの高い6公園を考えている。利用者への還元を早期に実施するため、可能な限りで拡張整備を実施し、有料化を行っていく。また、拡張範囲や位置、台数等については、周辺住民の皆さんとも意見交換をしながら調整の上検討していく。なお、現状10台未満かつニーズの低い公園駐車場

については、有料化しても収支が赤字となるため無料を継続していきたいと思う。

⑤のその他の配慮事項として、一本杉公園の壁打ちについてである。一本杉公園駐車場内に設置している壁打ちについては、平日の利用者もいるため、引き続き利用できる環境整備を検討していく。

5の今後のスケジュールである。今回常任委員会に報告させていただき、7月から8月にかけて市民説明会の実施を予定している。これらを踏まえ、必要な修正等を行い、9月議会の常任委員会で有料化に向けた条例改正案の内容を報告させていただく予定である。そこでの協議も踏まえて、12月議会で有料化の条例改正案を提案させていただく予定である。お認めいただいたら、令和5年度に駐車場拡張等整備工事の設計業務を行っていく。

また、既に整備済みの駐車場の有料化も開始する。令和6年度から7年度にかけて拡張等整備工事を実施し、工事終了後に機器を設置し、有料化を行っていく。

6、市民説明会の実施内容についてであるが、記載のとおり市内拠点地区、また武道館で開催をしていく。

最後に、次のページに進んでいただくと、有料化対象駐車場の一覧表をつけている。表は、一番左の列から公園名、現行の駐車可能台数、その次の列では拡張整備を行う予定の駐車場に丸印をつけている。その次の列には公園内に併設されている屋外体育施設を記載している。先ほど説明させていただいたとおり、10台以上が駐車可能な駐車場がある12公園、また現状が10台未満でも利用者ニーズの高い6公園の計18公園となっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて19番、令和3年度ごみ減量・資源化の状況について市側の説明を求めます。

薄井ごみ対策課長 協議会19、令和3年度ごみ減量・資源化の状況について、資料に沿ってご説明する。資料の上の四角く囲った部分が本日の説明の概要であるが、その前に幾つかご説明、ご確認申し上げたいと思う。

四角囲みの下、○多摩市一般廃棄物処理基本計画（計画期間平成25～令和4年度）におけるごみ減量目標をまず確認しておきたいと思う。目標は3項目である。①排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害性ごみ）を10%削減すること、②、源化率40%以上を目指すこと、③焼却残渣を資源化し、埋立て量をゼロに近づけること、以上3点である。

その下に、縦に4つ表が並んでいる。一番上には①目標3つのうちの1つ目の目標である排出量についての推移を示した表である。その下には人口を書いている。そのさらに下は目標の②資源化率の推移についての表である。一番下は、目標の③埋め立て量についての推移を示した表である。表はそれぞれ縦に4つ並んでいる。左端は、この計画の基準年である平成23年度の実績値を示している。4つ並んでいる右端の表は、目標年度である令和4年度の目標値を示している。これらに挟まれた中の2つの表は、令和2年度と令和3年度の実績値である。

では、まず①排出量の推移の表についてご説明する。この表は、大きく収集ごみと持ち込みごみに分かれている。収集ごみの可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害性ごみの下に、それらの小計を書いている。これが、後ほど触れる収集ごみの合計である。同様に、持ち込みごみの可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害性ごみの小計があるが、こちらについては後ほど触れる持ち込みごみの合計を示している。そして、この表の下から3番目にごみ量と書いている。この数値の1人1日当たりの数値が、排出量の基準比較の対象となる数値である。一番右端の令和4年度目標値の表の下から3番目に1人1日当たり588.7グラムという数値があるが、これが平成23年度の基準年における排出量1人1日当たり654.1グラムの10%削減をした数値になっている。以上を確認していただいた上で、冒頭の四角囲みの中をご説明させていただきたいと思う。

令和3年度のごみ量は、基準年度の平成23年度比で13.3%減少し、一般廃棄物処理基本計画で掲げる目標10年で10%減、計画期間9年目の令和3年度は9%減を上回る結果となった。持ち込みごみ（事業系）は、令和3年度は32.0%減となり、令和2年度の34.8%には届かなかったが、令和元年度の22.6%減に対し、大幅な減量となった。平成28年

度の手数料改定の効果が定着したものと考えているが、令和2年度以降については、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により、各企業におけるテレワークの導入など事業活動の縮減があったことから、特に可燃ごみの減少が影響しているものと考えている。

今後は、事業活動の再開でごみ量の増加が見込まれるため、引き続きしっかりと清掃工場での搬入物検査や排出事業所への訪問指導などに取り組む必要があると考えている。

収集ごみ（家庭系）については、令和2年度は3.2%減、令和3年度は5.5%減となった。資源化率については、近年34～35%で推移しており、令和2年度の35.0%に対し、令和3年度は34.0%となり、1ポイント低下した。

埋め立て量については、多摩清掃工場において不燃残渣から金属等を再度取り出し、エコセメントの原料として全量資源化することにより、多摩市においては平成27年度に0トンとなり、以降は令和3年度を含め0トンを継続している状況である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて20番、多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について（事前説明）、市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 本案件については、地方公務員法の改正に伴い、多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について9月開催の第3回定例会に提案する予定である。今回については、事前にご説明をというところをお願いしている。詳細については、横堀下水道課長から説明する。

横堀下水道課長 資料は、協議会20の資料となる。

概要として、地方公務員法の改正が令和5年4月1日施行で予定されており、現在の再任用制度が変更され、定年前再任用短時間勤務制度が導入される。その際、地方公務員法において現行の短時間勤務の再任用職員職目を規定する条項が、第28条の4、第28条の5、第28条の6から第22条の4第1項に改められる。それに伴い、下水道事業で所管している多摩市下

水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第2条及び第23条において根拠となる条項を改める。

また、60歳を超える職員の給与種水準について、同じ号給の給料表の7割水準となるが、下水道事業においては、地方公営企業法上給料表については条例ではなく規定により定める形式となっていることから、下水道事業管理者が別に定める旨を条例の附則にて規定することを予定している。

具体的には、資料中段にお示ししている新旧対照表(案)のとおりで、条文中の水色にマーカーをしてある地方公務員法の条項が変更となる。

最後になるが、冒頭下水道事業管理者からもご説明をしたが、今後この条例改正について第3回定例会に上程をする予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、21番、行政視察についての件に入る。

今年度の生活環境常任委員会の行政視察の実施について協議をしたいと思う。6月8日の議会運営委員会において、常任委員会の行政視察は日帰りにとどめることが確認されているので、これを踏まえ協議したいと思う。

まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合には日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 2時43分 休憩

---

午後 2時51分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 2時51分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。



以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 2時52分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

松田 だいすけ